

---

平成28年 第6回(定例)南部町議会会議録(第2日)

平成28年9月9日(金曜日)

---

議事日程(第2号)

平成28年9月9日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第78号 南部町税条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第79号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第80号 平成28年度南部町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第81号 平成28年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第82号 平成28年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第83号 平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第84号 平成28年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案に対する質疑

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 議事日程の宣告
  - 日程第3 議案第78号 南部町税条例等の一部改正について
  - 日程第4 議案第79号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
  - 日程第5 議案第80号 平成28年度南部町一般会計補正予算(第2号)
  - 日程第6 議案第81号 平成28年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
  - 日程第7 議案第82号 平成28年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
  - 日程第8 議案第83号 平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
  - 日程第9 議案第84号 平成28年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)
  - 日程第10 議案に対する質疑
-

出席議員（12名）

1 番 白 川 立 真君	2 番 三 鴨 義 文君
4 番 板 井 隆君	5 番 植 田 均君
6 番 景 山 浩君	7 番 杉 谷 早 苗君
8 番 青 砥 日出夫君	9 番 細 田 元 教君
11番 井 田 章 雄君	12番 亀 尾 共 三君
13番 真 壁 容 子君	14番 秦 伊知郎君

---

欠席議員（2名）

3 番 米 澤 睦 雄君	10番 石 上 良 夫君
--------------	--------------

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 .....	岩 田 典 弘君	書記 .....	田 村 誠君
		書記 .....	杉 谷 元 宏君
		書記 .....	小 林 公 葉君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	坂 本 昭 文君	副町長 .....	松 田 繁君
教育長 .....	永 江 多輝夫君	総務課長 .....	唯 清 視君
行財政改革推進室長 .....	三 輪 祐 子君	企画政策課長 .....	大 塚 壮君
防災監 .....	種 茂 美君	税務課長 .....	伊 藤 真君
町民生活課長 .....	山 根 修 子君	教育次長 .....	板 持 照 明君
総務・学校教育課長 .....	見 世 直 樹君	病院事務部長 .....	中 前 三紀夫君
健康福祉課長 .....	山 口 俊 司君	福祉事務所長 .....	岡 田 光 政君
建設課長 .....	芝 田 卓 巳君	上下水道課長 .....	仲 田 磨理子君
産業課長 .....	頼 田 泰 史君	監査委員 .....	仲 田 和 男君

---

午前9時00分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は12名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、延会としていました会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

8番、青砥日出夫君、9番、細田元教君。

---

日程第2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

日程第3 議案第78号 から 日程第9 議案第84号

○議長（秦 伊知郎君） 8日の会議に引き続き、町長より提案理由の説明を求めます。

日程第3、議案第78号、南部町税条例等の一部改正についてから、日程第9、議案第84号、平成28年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）まで一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第78号から日程第9、議案第84号までを一括して説明を受けます。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。議案書の14ページをごらんいただきたいと思っております。議案第78号、南部町税条例等の一部改正について。

次のとおり南部町税条例等の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは1つ目に、消費税率10%への引き上げ時に自動車取得税の廃止と環境性能割が創設されること。2つ目に、軽自動車税におけるグリーン化特例が延長されること。3つ目に、台湾との間の二重課税を排除する等の法改正がなされたこと。以上の3点に対応するため、南部町税条

例等の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては税務課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長です。そうしますと、南部町税条例等の一部改正について御説明いたします。

このたびの主な改正は、今、副町長が御説明したとおりですけれども、初めに少しだけ補足させていただきます。消費税率10%への引き上げ時の自動車税の廃止に伴う軽自動車税の改正でございますが、平成31年10月1日に消費税の引き上げ時期が変更となっております。これが閣議決定されておりますが、今現在国会の法律のほうはまだ29年4月1日の改正のままでございますので、南部町の税条例も今の法の状態に合わせておくための改正をお願いするものでございますのを頭に入れておいていただいて説明を聞いてください。

そうしますと、新旧対照表のほうをお開きください。よろしいでしょうか。まず、1ページ目、18条の3、納税証明事項ですけれども、これは地方税法の改正により軽自動車税に環境性能割が新設され、現行の軽自動車税の名称が種別割と定義され、2種類になったことによる条文の整備でございます。

続きまして、80条でございます。80条は、環境性能割の納税義務者等について規定し、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定を整備するものでございます。

続きまして、2ページ目の旧のほうですけれども、右側ですね、80条の2、日本赤十字社が所有する云々書いてございますが、この条文は繰り下がりました、3ページ目の81条の2のほうへ繰り下げが行われております。その前に81条が追加されたということでございまして、81条については軽自動車税のみならず課税について規定がされております。

続きまして、3ページ目の81条の3でございます。ここからずっとはぐっていただきまして、5ページ目の81条の8まで、環境性能割のことについて定義がされております。81条の3は課税の標準。81条の4は税率について。81条の4の1項1号は、32年度燃費基準を達成したもののついて100分の1の税率にする。2号については、平成27年度燃費基準プラス10%達成したもののついて100分の2の税率ということです。3号については、それ以外については100分の3に規定するというのが基本の税率というふうに定められております。

続きまして4ページ目では、81条の5ですね、徴収の方法。81条の6、申告納付の方法。81条の7、不申告等に関する過料。81条の8は、減免について規定しております。

続きまして5ページ目、82条からずっとはぐっていただきまして、10ページ、11ページ

の目の91条まででございます。これについては新しく軽自動車税が種別割になったことによる名称変更をこの82条から91条までで行っております。

そうしますと、11ページ目をお開きください。11ページ目の137条ですけども、特別土地保有税ということで今回関係はなかったんですけども、全体で後で出てきますけども、「県」という言葉を「鳥取県」という言葉に後段のほうで改めておりますので、これもちょっと文言の統一ということで「鳥取県」にさせていただいたということです。

続きまして、附則のほうに入っていきます。11ページから12ページ目、15条の2ですけども、ここで今、環境性能割というのが旧自動車取得税ということが変わって、自動車取得税というのは鳥取県が集められて、各市町村のほうが自動車取得税交付金という格好でいただいておりますのが今の自動車取得税の流れですけども、このたび自動車取得税が環境性能割ということになりまして、町村が集めるのはちょっと無理があるということで、県が代行して集めていただくというようなことになりました。そのためにこの附則でいろいろな規定がなされておまして、15条の3については、例えば町村が減免いろいろするに当たっては、各自治体、県に委託するのやり方が別々だったら困るということで、このたび県のほうが一本化をしたいということで調整をかけてこられまして、一応、南部町が県のやり方にお任せしますという格好で、県のやり方を15条の3で、ここで当分の間、お願いしますというふうに規定しております。

15条の4は、「町長」とあるのは「鳥取県知事」というふうに申告納付の特例ということです。

15条の5は、先ほど言いましたけども、県がかわりに集めていただいて、そのお金の中から県のほうへ取り扱い費を払っていくというような格好になるものでございます。

15条の6は、先ほど100分の1、100分の2、100分の3というように本則の税率があったんですけども、当分の間は営業用と自家用について税率を分けることになっております。1項が営業用です。2項については、3号のところは100分の2に変わるというような格好で当分の間、税率を変えていくという格好になっております。

続きまして、13ページの附則の16条でございますけども、これが今年28年度からグリーン化特例が創設されて、1年間ということだったんですけども、もう1年延長するよということで、ここでまたお願いする格好になっております。

ずっとはぐっていただきまして、15ページです。これが副町長が申しました3点目の台湾との二重課税の手当てというところになりますけども、19ページをちょっとはぐっていただきまして、20条の3があります。ここに条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の

課税の特例ということで、台湾については国として認められてないので、この条例が適用できないということで、今、ちょっともとに戻って15ページの20条の2が新設されて、台湾について手当てをしていくというような格好になっております。それで、台湾との二重課税を排除するための措置がとられて、特例適用利子等または特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額または特例適用配当の額に係る所得税を分離課税をしていくというような格好の内容になるということでございます。

以上で税条例の説明を終わらせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。続きまして、議案第79号でございます。議案書の28ページをごらんいただきたいと思います。南部町国民健康保険税条例の一部改正について。

次のとおり南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは台湾との二重課税を排除する等のため、所得税法等の一部を改正する法律等の公布に伴って南部町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては税務課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長でございます。そうしますと、同じく新旧対照表のほうの27ページからでございます。まず、27ページのほうに、先ほど税条例でも申し上げましたとおり、特例適用利子等に係るというところで、国民健康保険税についてもその特例を生かした内容を反映させるために今回の条例改正を行っておりまして、27ページ、28ページ、利子と配当について特例を設けて、個人住民税に課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める改正をこれで行っております。

施行日は29年1月1日からで、反映は平成30年度の国保税からということになりますので、以上で説明を終わりますけれども、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。

議案第 80 号

平成 28 年度南部町一般会計補正予算（第 2 号）

平成 28 年度南部町の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 9, 4 9 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 4 2 5, 6 0 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 28 年 9 月 8 日

南部町長 坂本 昭文

平成 28 年 9 月 日

決 南部町議会議長 秦 伊知郎

.....  
5 ページをお開きください。第 2 表、債務負担行為の補正です。これは追加といたしまして、A L T の派遣等委託業務について補正をしております。限度額は 1, 5 0 0 万円としております。

次、6 ページをお開きください。第 3 表、地方債補正です。追加といたしまして、C A T V 設備更新事業として 9 1 0 万円をしております。

次、変更ですが、道路整備事業として 4, 5 9 0 万円を 4, 2 9 0 万円としております。辺地対策事業として 1, 4 4 0 万円を 1, 7 8 0 万円としまして、合計、限度額が 6, 0 7 0 万円としております。

1 0 ページをお開きください。歳出です。人件費についてはちょっと省略させていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費、4 目 C A T V 管理費です。C A T V 伝送設備更新事業として、工事請負費 9 6 6 万 3, 0 0 0 円を予定しております。これは C A T V 伝送路の高精度化及び二重化についてであります。

7 目財産管理費として、電算管理事務費として 4 8 0 万 9, 0 0 0 円を予定しております。これは社会保障・税番号制度システムの関連システムとの運用テストのためのものであります。

次、1 1 ページ、企画費になります。みんなの里山活用事業負担金補助及び交付金ですが、こ

これは旧電車道にユビナガコウモリの生態調査等を予定しております。次、鳥取県西部地域企業立地促進事業ですが、これは南部町に住まれる方が弓ヶ浜水産に勤められましたので、それに対する補助金です。

次、13目諸費になります。これは償還金等、これ予定納税等に関するものであります。

次、2款総務費、2項徴税費、2目の賦課徴収費ですが、これは非常勤職員を雇用しまして徴税事務を維持強化するためのものであります。

次、12ページをお開きください。2款総務費、4項選挙費、3目町長・町議会議員選挙費です。これは今回行われます町長・町議選挙に関しまして投票率のアップを目的として、期日前投票の最終日と、それと選挙日当日、10月15日と16日にふれあいバスを全ルート運行して、投票率アップを図るためのものがございます。

次、2款総務費、5項統計調査費、指定統計費です。これは経済センサスに関するものであります。

13ページ、2目障がい者福祉費です。これは障がい福祉サービスのためのパソコンのOSが古いものになりまして、これを更新するもの、それと同時にルーターの整備を行うものがございます。

それから、7目少子化対策費ですが、これは起業促進奨励事業負担金補助及び交付金としてチャレンジセミナーの負担金になっております。次の結婚支援事業ですが、これは出会いの場の確保のための同窓会の負担金を予算要求するものがございます。

14ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、3目健康増進費です。自殺対策事業として報償費を減額しております。これは自死対策強化補助金の減額によるものであります。

次、15ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、4目母子衛生費です。不妊治療費助成事業負担金補助及び交付金として37万円を補正しております。これは不妊治療される方の見込みが増加のためのものでございます。

次、4款衛生費、4項病院費、1目病院費であります。これは平成25年導入の医療機器の償還に伴いまして、経常収益をもって充てる状況にないため、繰り出し基準の範囲内で町から補助するものであります。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業総務費です。農業集落排水事業特別会計繰出金ですが、これは天萬地区のマンホールポンプの制御盤の移設に伴うものがございます。

次、9目農地費ですが、これにつきましてははしっかり守る農林基盤整備事業工事請負費ですが、これは現在、土水路のところを漏水防止と土砂防止のためにフリュームとして改修するものでござ



ざいます。

16ページをお開きください。5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費ですが、これは林道管理事業工事請負費としてあります。これは林道小舟線の路面、路肩崩壊の修繕等であり

ます。それから、7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費ですが、これは町道驛牛行者山線改良工事、これに関するものであります。具体的には寺谷川災害復旧事業による既存道路の修繕等のものであります。

17ページです。7款土木費、4項住宅費、1目公営住宅管理費、これは町営住宅管理事業工事請負費として464万4,000円をお願いするものであります。これは戸構団地の湿気対策がありまして、これは袋状の炭が効果があるということで、これを戸構団地25戸に工事をしようと思うものであります。

8款消防費、1項消防費、1目非常備消防費です。非常備消防費として76万3,000円をお願いしております。これは報償費は消防団員の退職1名がありましたので、その報償費を組んでおります。それから、需用費、役務費、公課費ですが、これは防災学習・災害活動車を1台いただきましたので、これに関する登録費用とか、あるいはこれに関するスタッドレス等を想定しております。

18ページをお開きください。9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費です。これは消防設備の関係なんです、火災連動制御盤が故障したために39万6,000円をお願いするものでございます。

2目教育振興費、これは中学校総合体育大会にソフトとテニス部が中国中学校選手権大会に出場するということになりましたので、参加費とか派遣等の補助を行うものでございます。

19ページをお開きください。9款教育費、4項社会教育費、3目文化財保護費です。板祐生記念館活動事業ですが、これは展示品の劣化など防ぐためのレプリカを作成する等ありまして、中で組み替えをしております。

8ページをお開きください。歳入について御説明いたします。12款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金ですが、これは15ページにありましたしっかり守る、これに関するものであります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金ですが、これは10ページにありました社会保障・税番号制度システム構築等補助金、これに関するものであります。

次に、15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金ですが、これは11ページにあり

ましたみんなの里山に関するものでございます。

それから、同5目土木費県補助金ですが、この100万につきましては17ページにあります土砂災害に関する2分の1のものでございます。

9ページをお開きください。20款諸収入、5項雑入、5目雑入、これは退職報償金につきましては、先ほども御説明しました消防団員退職に関するものでございます。次の南部町・伯耆町清掃施設管理組合負担金返還金2,259万1,000円組んでおりますが、これは2カ町におきまして繰越金が発生いたしまして、それに関する歳入が入っております。

21款町債、1項町債、2目土木債ですが、これは先ほど御説明しました道路整備事業債、あるいは辺地対策事業債でございます。

先ほどの19款繰越金ですが、これは収支のギャップを埋めるためのものでございます。

23ページをお開きください。現在高の見込みに関する調書をつけております。普通債、災害復旧債、臨時財政対策債がございますが、年度中の最終見込み額が7億9,611万円としまして、年度末の現在高見込み額が67億3,246万2,000円としております。

あと、20ページから22ページまで給与費明細をつけておりますので、ごらんいただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長です。続きまして、議案第81号でございます。

.....  
議案第81号

平成28年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,481千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,550,481千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月 8日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

それでは、詳しく説明をさせていただきます。まずは歳出から説明させていただきますので、4ページをごらんください。4ページの歳出でございます。まず、1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費でございます。75万1,000円を補正額として上げて、812万2,000円とするものでございます。これは県の納付金算定システムとの連携を行うためにシステム改修が必要ですので、そちらのほうの委託料にと充てるものでございます。

続いて、7款保健事業費、2項保健事業費、3目健康増進事業費でございます。新たな補正でございます。173万1,000円を増額して、173万1,000円とするものでございます。こちらが統合医療推進事業に173万1,000円充てさせていただきます。特別調整交付金を活用いたしまして、町民の健康意識の高揚とセルフケアの習慣を身につけていただくために行う事業でございます。

次に、8款の諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金でございます。これは負担金及び補助金償還事業に47万円です。これは前年度の精算によりまして還付が生じたので、そちらに充てるものでございます。それに伴いまして予備費を調整させていただいております。

次に、前のページの歳入をごらんください。歳入でございますが、歳出のほうで説明させていただきましたものの財源となるものでございます。3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金でございます。173万1,000円を増額し、8,263万円とするものでございまして、特別調整交付金として歳入となります。

次に、2目の国民健康保険制度関係補助金でございます。新たな補助でございまして、補正額75万円を追加し、75万円といたします。こちらが国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金として入ってまいります。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長でございます。そうしますと、予算書をお開きください。

議案第82号

平成28年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度南部町の住宅資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,886千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,636千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月 8日

南部町長 坂本 昭文

平成28年9月 日

決 南部町議会議長 秦 伊知郎

.....

このたびの補正は、決算で御説明いたしましたように繰り上げ償還が1件ございました。それに伴い、9月の定期償還に合わせて起債の借入期間に繰り上げ償還をするための予算を計上させていただきます。

では、4ページをお開きください。歳出から説明させていただきます。2款公債費、1項公債費、1目元金でございます。101万2,000円を増額して、246万7,000円とするものでございます。

次に、2目利子でございます。1万9,000円を減額して、16万5,000円とするものでございます。繰り上げ償還に伴い、本年度の利子の償還が少なくなるための減額でございます。

次に、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書をごらんください。当該年度中、償還元金見込みが246万7,000円で、当該年度末現在高見込みが421万9,000円となります。

では、3ページ、歳入を説明いたします。2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございます。321万6,000円を増額して、321万7,000円とするものでございます。前年度繰越金を全額予算計上しております。

次に、3款諸収入、1項貸付金元利収入、3目宅地取得資金貸付金元利収入でございます。33万円を減額して、30万4,000円とするものでございます。繰り上げ償還されたために収入見込みを減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長(秦 伊知郎君) 上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長(仲田磨理子君) 上下水道課長でございます。議案第83号、平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

.....  
議案第 8 3 号

平成 2 8 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 8 年度南部町の農業集落排水事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 2 9 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4 8, 9 9 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 9 月 8 日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成 2 8 年 9 月 日

決 南 部 町 議 会 議 長 秦 伊 知 郎

.....  
今回の補正は、天萬地区の県道の歩道設置工事に伴いまして施設の移転補償工事が発生しましたので、その補償工事費の補正でございます。

4 ページをお開きください。下段の歳出でございます。工事費を補正いたします。1 款総務費、1 項総務管理費、2 目維持管理費 1 2 9 万 6, 0 0 0 円を補正いたしまして、5, 6 4 3 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

上の段の歳入をお願いいたします。その工事費の財源になるものでございます。3 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金 1 1 6 万 7, 0 0 0 円を増額し、1 億 1, 8 2 3 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入 1 2 万 9, 0 0 0 円を増額し、1 3 万円とするものでございます。この 1 2 万 9, 0 0 0 円が県の補償費でございます。

以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事務部長、中前三紀夫君。

○病院事務部長（中前三紀夫君） 病院事務部長でございます。議案第 8 4 号、平成 2 8 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。今回の補正予算は、認知症対策事業に係る補助金並びに繰り出し基準に基づく一般会計出資金に係る補正をお願いをするものでございます。

それでは、予算書の1ページをお開きをいただきたいというふうに思います。議案第84号、平成28年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）。

総則。第1条、平成28年度南部町の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

収入でございます。第1款病院事業収益について、既決予算額24億8,195万6,000円に2,942万6,000円を増額し、25億1,138万2,000円とするものでございます。これは第2項医業外収益に1,470万2,000円、第3項特別利益に1,472万4,000円を増額をいたします。

次に、支出でございます。第1款病院事業費用について、既決予算額24億8,195万6,000円に62万5,000円を増額をし、24億8,258万1,000円とするものです。これは第1項医業費用を増額をいたします。

次に、2ページをごらんください。資本的収入及び支出でございます。第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,507万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金をもって補填するものとする。）

収入でございます。第1款資本的収入、既決予算額3,838万3,000円に9,301万3,000円を増額し、1億3,139万6,000円とするものです。これは第3項一般会計出資金に9,301万3,000円を増額するものです。

支出の補正はございません。

そうしますと、9ページをお願いいたします。平成28年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）見積書でございます。収益的収入でございますが、西伯病院では精神科の医師を初めとする専門スタッフで認知症対策プロジェクトチームを立ち上げ、これからますます増加すると思われまます認知症への対策と、早期発見や予防の取り組みについて検討してまいりました。認知症の一部には、発症要因の一つに生活習慣病的要因が掲げられていることに着目をいたしまして、認知症の医療専門職によりまます住民への教育的啓発や、予防プログラムの提供を実施をしたいというふうに考えております。

今年度は小規模ではございますけれども、南部町で実施をされております認知症予防対策事業の一つとして補助金62万5,000円をお願いし、取り組みを始めたいというふうに思います。

今後、より効果的な事業として組み立てていきたいと考えているところでございます。

また、このたび国が示します繰り出し基準に基づきまして、他会計補助金1,407万7,000円、特別利益に1,472万4,000円の補正をお願いをするものでございます。

西伯病院は、医療を通じまして住民への安心の提供を理念に地域医療に努めてまいっております。政策的医療や不採算部門にも取り組み、地域医療を担っております。医療の質を保ちながら経営面でも健全経営を目指して取り組んでおりますが、昨今の医療環境の変化、医療需要の減少など、厳しい状況の中で質の高い医療を提供するために行った改築や、地域の救急医療対応、健診の充実、あるいは予防医療の推進に不可欠でございます高度医療機器の整備による経費の増加は、この厳しい決算状況でお示しをさせていただいたとおりでございます。

そこで今回、今年度分及び前年度分の起債償還利息につきまして、繰り出し基準により一般会計の繰出金として28年度分は1,407万7,000円、27年度分として1,472万4,000円を補正をするものでございます。

次に、収益的支出でございますけれども、医業費用に給与費12万円、保険料1万円、委託料49万5,000円を増額補正をいたします。これは先ほど述べました認知症対策事業の啓発活動や、予防プログラムの実施に係る費用を補正をするものでございます。

そうしますと、10ページのほうをごらんをいただきたいと思えます。資本的収入でございます。第3目一般会計出資金に9,301万3,000円を補正するものでございます。先ほど収益的収入で述べましたけれども、平成28年度、27年度の起債償還の元本に対します一般会計繰り出し基準によります出資金でございます。

そうしますと、6ページにお戻りをいただきたいというふうに思えます。平成28年度南部町病院会計事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。平成29年3月31日の資金期末残高につきましては、1億4,967万6,000円となっております。

あと、7ページから8ページは、本年度の病院事業会計の予定貸借対照表でございます。御確認をいただければというふうに思えます。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして提案理由の説明が終わりました。

---

#### 日程第10 議案に対する質疑

○議長（秦 伊知郎君） これより、日程第10、議案に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、議事の進行上、8日に提案説明のあった議案を含めた提案順に行います。

質疑は、会議規則第54条第1項に規定されているとおり、簡明に、かつ、疑問点のみについて行っていただきますようお願いいたします。また、個別質疑につきましては予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑のみをお願いいたします。

それでは、議案第65号、平成27年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第65号の27年度の一般会計の決算について、質疑いたします。

まず、第1点は、役場の中の仕事での非常勤、臨時についてどう見るかという問題です。毎年決算のときに出していただく非常勤の数、それから臨時の数、今見るだけでも決算の中だけでも六十数名の数が出ているわけです。それで、非常勤職員というのは御存じのように38時間の非常勤職員ですね、月曜日から金曜日までしている。これは当初できたときに本当に働き方としてどうなのかという点です。職場の中では正職員と同じような時間で働いているところをもってきているんですけども、今回、特にこの事業報告等を見てたら非常勤の方を採用するに当たっての一つの考え方が、より専門性を高めていくというふうに書いてあるわけなんですよ。

例えば総務にしても企画にしても、社会福祉事務所だって非常勤を採用しているわけですね。そこで、それらの方々に専門性、継続性を求めているわけですよ。長くても5年間で、この採用の仕方は5年たったら1回切っちゃって、もしするとしたらまたもとに給与戻すわけですよ。本来のあり方として、今、国で言っているブラック企業のあり方ですね。特に官製ワーキングプアというのは厳しく指摘されてきているところですよ。そういう点から見て、この制度の見直しが必要ではないか。経過としては臨時等について、臨時からよりよくなって5年間働けるのだというんですけども、本来であれば、中身を見ていたら、きちっと正職員を配置すべき仕事ではないか、継続性、専門性言うのであれば。そういう点から見て、ここ何年か取り組んでこられて問題点と改善点をどう考えているかということ、まず1点は、町長にお聞きしておきたい。

2点目は、次は、役場の仕事を外に出すことによって働いている方々の労働環境が守られているかという点です。例えばSANチャンネルの問題ですね。

それから、もう一つには、地域振興協議会は非常勤特別職ですけど、そこにも非常勤特別職で行った会長たちが雇った職員の方がいらっしゃいます。これらの方々の給与ですね、見ても200万ちょっとですよ。それらの方々が本当に今求められているところでの労働環境を守っているということになるのかという問題です。



ちょっと言いそびれましたが、非常勤の中身には今、総務課、企画、社会福祉事務所挙げましたが、教育委員会関係が非常に多いという点と保育士です。これらのところをどう考えているかという点ですね。

それと、これはもしかしたら官製ワーキングプアに近いのではないか。200万円を引き上げることにはちょっとしたんですけれども、継続したままですね。これについてどう考えているかという点をお聞きしておきたいという点です。

2点目は、今後いろいろ問題になっていく福祉の充実という点では、この27年度の決算ではあいのわ銀行の精算をしているわけです。総額1,170万、そのうち一般財源が322万出ています。このあいのわ銀行の総括ですよ。今後引き続くというんですけれども、一般財源して一旦精算をした。これが本当に地域にとってどのように役に立っているのかという問題と、これまで住民参加、住民の側から見てこのあいのわ銀行というのはどのように捉えてると考えているのかという点です。見直すべき点ですね、今まで取り組んできて。その点についてお伺いしたいと思います。

3点目は、ちょっと一般質問で聞かなかったので、決算で介護保険1億9,500万円の繰出金を一般会計から出しています。介護保険は広域連合で実施してるんですけれども、6期ですよ、介護保険料が5,800円でしたっけ、恐らくあと2年後には6,000円を超えてくるのではないかと。今、町内でも、私も年が近づいてきたんですけれども、65歳ショックという言葉われておまして、介護保険が65歳から始まる時に介護保険料が引かれるの驚くと、高く、こういう声が上がっているわけです。町長は、過去、介護保険を導入するに当たって介護の社会化を目指して、いわば厚生労働省と一緒に介護保険の導入の旗振りをなさってこられた。そういう点から見て、今、介護保険で広域連合だということなんですけど、圧倒的に介護保険料を払って使っているのは町民なんです。その町民が介護保険について、今年度も9月には国では利用料の2割負担とか、今度は40歳以下からも保険料取ろうかというようなことも言われてるわけですよ。この介護保険についての私は、町長のちょっと総括を聞いておきたいという点です。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。非常勤、臨時の問題でありますけれども、多くの非常勤、臨時の方にお仕事をお世話になっておることでもございまして、そういう人たちのお世話にならなければ役場の行政がうまく回っていかない実態もあるわけでもございます。

非常勤、臨時が発生する要因なんですけれども、一つは正職員の産休だとか病休だとか、そういう非常事態に対応するものもございまして。それから、法律の施行、あるいは補助金の要綱など

において専門性の、特殊と言えば特殊なんですけれども、そういう資格を持った人を求める。補助金ですからいつまでも続かないというようなこともあって、そういうものについて非常勤の専門性のある方を求めるというようなことが起きているというように思っております。

私も、同一労働は同一賃金というようなことを内閣も最近言い出してございまして、結構なことだと思っておりますけれども、そういう方向に世の中が動いていくとは思っておりますが、当面すぐにはそういうことにならない。

もう一つの視点が、同じような類似団体というのがあります。類似団体の大体職員数が町民100人に1人ということになっております。1万1,200人程度の南部町は110人から120人ぐらい、ちょっと類似団体と比較しても多いわけです。よその町がそういうぐあいに運営してやっているわけですから、これを正職員でどんどん雇用してやりたいわけなんですけれども、なかなか町を運営していく、町のガバナンスを考えていくときには、これは難しいと思っております。そういう事情も御理解をいただきたいというように思います。

それから、役場の仕事を外に出すということで、保育士のことを上げられましたけれども、これは経過は真壁議員も御存じのとおりで、非常勤保育士が半数以上占めるような職場になりました。これらの身分保障や、あるいは待遇改善を考えて行いましたので、保育士についてはそういうことで御理解をいただきたいと思っております。

それから、振興協やいろいろございますけれども、それぞれの自主性に基づいてやっていただいております。もとの委託料だとか、指定管理料だというような形で町のほうが深くかかわっておりますけれども、基本的には公募をなさって、そういう条件で応募して働いていただいておりますので、それはそれで改善の方向はもちろん考えなければいけませんけれども、そういう方向で納得をして働いていただいておりますというように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、決算で昨年、あいのわ銀行の精算をいたしましたけれども、これはあいのわ銀行の運営委員会のほうで余りに長いと、20年もたつようになればやっぱり見直したほうがいいのではないかというような運営委員会の中でのお話だったようでございまして、継続する人はもちろん継続はできますけれども、この際精算をしたいというお方もあるというぐあいの中で、精算業務を行ったというぐあいに思っております。

地域にどう役立っているかということですが、私は、地域のボランティア活動などを通じて安心できるきずなというものが強まってきたというように思っております。行政が先に立って旗を振っていくということは控えるように言っておりましたので、全く住民の皆さん方の自主

的な活動で運営をされてきているように思っておりまして、そういう意味では随分と地域のきずなが強化されて、いい町ができつつあるというように思っております。特に申し上げたいのは、あいのわ銀行で点数預託が一番高かった小林栄子さんが、これはニュータウンのお方ですけれども叙勲の栄に浴されまして、私は、参加される皆さんのいい目標になっていただいたなと思って喜んでおります。

それから、介護保険の評価ですけれども、これは連合でも真壁議員といろいろ議論をしてきたわけでありまして、改めて持ち出されるのはどういう意図なのかわかりませんが、介護保険は平成12年から始まって、介護の社会化ということでスタートしましたが、それまでは措置制度で運営をされておりました。措置制度は、いわゆる税金を使って行うわけですから、所得のある人は一番最後ということに多分なると思います。したがって、予算に縛られ、順番を決めるといけんということでもありますから、おのずと限界があったと思います。

しかし、介護保険はみずからが社会保険に拠出をするわけですから、今度は権利を行使するという、考え方が180度変わってくると思っております。そういうことで、移行したときは3兆6,000億円の給付費だったわけですけれども、現在は約10兆円の給付にまで伸びてきております。したがって、非常に私は高い評価をいたしております。

先ほどお話しになりましたけれども、保険ですから多くの人が払って受ける人が少ないのが当たり前でありまして、みんなが受けたら保険は成り立たないということでございます。

それから、支給制限なんかはもちろんしておりませんので、これは結果でありますから、出現率が約19%ぐらいでしょうかね、19%ぐらいの出現率になってますけど、実際、使う人はもっと少ないということでありまして、私は非常に高く評価をしております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 非常勤の職員が多いことについて、町長は、こういう方たちがいなければ役場の仕事が回らないという点と、同一労働同一賃金ということでいえば、待遇を改善することについても否定する立場でないというふうに私は今お聞きしました。町長が言われた出産とか病気というのは、町の決算の中ではほとんど臨時職が充てられているのではないですかと思うんです。

それで、私は、今回も決算の中で見たら基金が40億近くで、今回も2億幾らのお金が出てくるわけですね。この40億というのは合併後、検証しないといけませんけど、ほとんど人件費の分ですよ。人を削ってその分が来てるというのの前回も数字の中で出てきてたんですよ。ということになれば、合併して2つの町になって一本算定で大変だと言いつつも、一本算定のそ

の分の補填がありましたよね。その中でやってきたの、職員を削って類似団体に合わせないといけないうことで削ってきた。その中で、仕事が回らなくなって非常勤職員が多くふえてきた、これが実態だと思うんですよ。その結果、人件費が残ってきた。ということになれば、私は今すぐというの、60数名もいらっしゃるところですから、先ほど町長が言われたように専門性を求めるから非常勤、それから補助金で対応するから長く働かせられないから非常勤とおっしゃったんですけども、委員会で結構ですから、この中で先ほど町長言ったように、非常勤、特別職の仕事が、ここが本当に病気休暇、産休等で、育児休暇で充てているのは何件あるのか、補助金対応で長いこと雇えないからそこを非常勤にしてるのは何件あるのか。

それと、専門性が高くて一般採用ではないから非常勤にしたのかというのちょっと分けて、その職種と数字は委員会で結構ですから教えていただきたいということをお願いして、今後のまちづくりに当たって、非常に私はここが大きな問題になってくると思うので、町職員の数も含めて、年代構成も含めて、その点について町長に再度意見を伺っておきたいというのがこの非常勤の問題です。

次に、外部で働かせるという点について、保育園の問題は一般質問させていただきますので、例えば、本来町が立ち上げてし始めた分をNPOとかつくって持っていったSANチャンネルとかのこと言ってるんですよ。やっぱり給与が低い。町に帰ってきたくても生計が成り立たなくてそこで働くということにならないので、少なくとも改善していきながら町がせっかくつくった職場であるのなら、そこで働いて生計が立てれるような取り組みにしていく必要があるのではないかと、町費の持ち出しになると思うんですけどね。これはちょっと変えていかなくては、本当に仕事の内容もそうですが、定着することにならないのではないかとこの点についてどのようにお考えかという点で、一番わかりやすいのがSANチャンネルだったわけですよ。あと、地域振興協議会の点はちょっとおいておきましょう。SANチャンネルについては、どういうふうを考えているかという点もちょっと聞いておきたいということです。

それと、あいのお銀行の件について言えば、やっぱり町長にお聞きしておかないといけないは、住民がボランティアをしたいというときはどういうときかというときですよ、住民がボランティアをしたいというとき、どういうときかというの。これは私も非常に住民の声聞いて参考になるんですけども、国や行政、町が本当に安心して住めるまちづくりをして支え、土台がしっかりしておれば絶対ボランティアというの広がってくると、これ全国の教訓なんですよ。今、残念ながら国がそういう方向に向いてないから、各自治体が自分とこのお金を投じて基盤整備するわけですよ。基盤整備した上に成り立ってるというのが広域連合で行った奈良県生駒市でした

っけ、そういうところなんかもやっているのであって、私は、あいのわ銀行は自主的にやるものだと言ったんですが、結局は、町が上からつくったんですよ。私は、そういう意味では、この間の町長のやり方として、地域振興でもボランティアですね、上からつくってなかなか自主性は育たないと思うんですね。町のやるべきことは上からボランティアを促すのではなくて、ボランティアができるような土台をつくること。言ってみれば、住民福祉や介護の基盤をしっかりと安定させていくというところにお金を使っていくこと、職員がそこで働くことが求められているのではないかという点についてどうお考えか。

介護保険の問題をここでしたのは、広域連合でも同じことを言いましたが、ここでしたのは町民が困っているからです。町長は、介護保険をしてよかったと言うんですけども、国民から見て、住民から見て介護保険、どう違ってきたのかというのは、保険料を払うことになったわけなんですよ、特に65歳以上。町長は、お金を払うから権利があるなどと言っても使ってる方は2割弱、おっしゃったように。ほとんど多くの方々が、8割近くの方が掛けたまま利用していないという状況があって、その上、高いからやめたいと言ってもやめられないんですよ、これは強制ですからね。そういうところから見たときに、少なくとも行政のすべきことは、この制度の問題点を明らかにして国等に言っていかなければ、それこそあと何年もしたら介護保険が崩壊していくのではないかということで、私は、町長が介護保険の旗振り役をしてきたので、その責任は大きいと思うのと、厚生労働省に顔がきき、物も言えるという町長ですから、この問題点をはっきりと言って、町長が言っておられた利用料を2割にするのをやめるとい問題とかそういうことを、こういうことをしっかりと国に言いたいということを住民に約束してくれないかと思うんですよ。暮らしを守るためには、保険料を上げないためにも国費をもっと入れろ。それから、利用料の2割負担は絶対やめていただきたい。それから、要介護を1、2は外すようなことやめてくださいということを町長、ぜひ言っていたきたいという点についてどうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。まず、非常勤や臨時の雇用の理由別というんでしょうかね、そういうものは御提供できるというように思っておりますので、よろしく申し上げます。

SANチャンネルと名前を上げておっしゃいましたけれども、SANチャンネルに限らず、とにかく町がその所属する団体などの支援をするときに、やっぱりそういう待遇改善ということは考えていく責任があるというように私も思っております。それは同感でありますけれども、なかなか思うことと現実がうまくマッチングしないということもあります。財政的な問題もあるし、他の町村との均衡というようなこともあると思いますし、その辺の兼ね合いで落ちつくところ

に落ちついているのではないかと考えてますが、改善をしていく必要はあるというように考えております。

それから、あいのわですけれども、あいのわ銀行は、私が平成7年に町長に当選しましたけれども、8年に制度をつくりました。一番もとは、法勝寺の町なかで17年間ぐらい鳥取盲学校に本の点字翻訳をせずと送り続けておられた方があります。よく知っている方だったわけですが、そういう活動をなさっておられるということは知りませんでした。やっぱりそういうことを聞いたときに物すごく驚きましたし、感激しまして、そういう思いをみんなが共有していけばいい町になるのではないかとということから、こういう見える化といいたいまいしょうか、それぞれの活動が見える化することによって、みずからもそこにそういう体験をしたいということで広がっていけば、いいまちづくりができるのではないかとということで制定したわけでありまして。確かに町がつくったということなんですけれども、当時も議論があってボランティア活動に町のほうが先頭に立って旗を振るのはどうかというような、たしかあなただったと思いますけれども、おっしゃいました。そういうことではないということで、当初から、制度はつくりましたけれども、町が先に立って旗を振るようなことはしないようにということを強く言って、運営から、精算から全て社会福祉協議会にお任せをして運営をしてきております。社会福祉協議会も運営委員会というものをつくって、みんなで話し合っただけを進めていただいているわけでありまして。そういうことでやっぱり枠組みをつくって、つくるのは町ですから、町でなければできない、個人ではできない。そういう枠組みをつくって、その運営は皆さんにお任せをするというのが私はいいいのではないかと考えて評価をしております。

それから、介護保険はどこまで行っても論が尽きんわけですけれども、制度の改善については、これは当然言っていかなければいけないとっております。さっき国庫の負担金をふやしてということですが、当初、25%の国の負担というのがあったのに、20%を負担して5%は調整交付金というような形で中に取り込んでしまいましたから、それは外でやってくださいということはずっと言い続けております。言い続けておりますけれども、国もなかなか回らんというようなことですから、実現なかなかできないわけですが、そういうことは約束だったと思いますから言っております。

それから、この間の連合の議会でも話したわけですが、介護保険制度というものをつくったために法的な義務で国は公的資金を、税金を投入せざるを得なくなったわけでありまして。ちょっと言葉をかえて言えば、10兆円の介護保険市場というものに国がお金をルールどおりきちんと入れないけんやになったわけですね。これが例えば15兆円になれば、また1.5倍入れな

ければいけません。私は、思うのに、この措置制度がこの間もいいというようなことをおっしゃっておられましたけれども、措置制度でここまで発展するのかなのかということをもう一遍考え直してみてもらいたいというように思います。昔に戻って措置制度でやって、10兆円に対応するような税金を国が投入するのかなのか。私は、ここまで発展しなかったと思いますよ。ですから、今さら措置制度に戻るようなことは全く考えてませんし、社会保険制度でいくんだということをかじを切って決定したわけですから、この制度が持続的に発展していくように、いろいろ工夫していくというのが今のスタンスではないかと思っております。改善すべき点はどんどん改善しなければいけませんけれども、国にも言っていかなければいけませんけれども、そういう基本的な考え方をしております。町長をやめても、いろいろ人的な交流はあったわけですから、おつき合いはありますし、またプライベートな場面でも意見は言っていきたいと思いますが、私は、介護保険制度というものが非常に高齢社会に役立っていて、元気な人は気づきませんが、必ず生老病死で最後、介護の人のお世話になるわけですから、ここに御理解をいただいて、できるだけ多くの皆さんで支えると、今、40歳からになっておりますけれども、私は20歳から広く薄く支えて、介護を普遍的な制度にしていくべきではないか。多くのどなたでも介護を保障していくと。高齢者に限っているのは日本と韓国だけだそうですわ。そうではなくて、介護が必要な国民にはあまねく介護を保障すると。ただし、広く浅く、今、40歳からですけど、20歳からでも下げて、そういう持続する制度にしていきたいものだと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 非常勤の問題については、資料が出るというのでわかりました。

2番目に言った、いわゆる町が法人とかがつって外に出した仕事ないしは町が補助金や交付金を出している職場があるわけですね、そこについても待遇改善必要だと町長はおっしゃいました。私も同感です。ついては、今回決算に上がってきました町のお金が出ている職場での給与形態ですね、どれだけ払っているのか。これは数字で出ると思いますので、例えば社会福祉協議会、シルバー人材センターとかありますよね。そういうところ、町が補助金ないしは交付金出しているところの職員の待遇についてわかる資料を、委員会で結構ですから求めたいと思いますので、議長、よろしくお願いいたします。

それと、あいのわ銀行についてはボランティアの考え方なんですよね。町長が言っていた自主的なものじゃないとボランティアというのはなかなか進んでいかないということ、これは一致点だと思うんですね。今後、あいのわ銀行投資するに当たっても自主的というのであれば、住民が何をしたいかということがまず一番に来るのであって、町の施策や介護保険や、その受け皿とし

てボランティアや住民が動くのでは決してないと、ここをはっきりしておく必要があると思うんです。一番心配してるところはそこなんです、その点についてどうなのかと。ボランティアは本人が自主的にするものですよと言いながら、もしかしたらそのように追い込んでいったのではないだろうか。これは私だけではなく、住民が感じていることです。その点についてどのような留意点があるのかということを知りたいと思います。

3つ目の介護保険、一般質問でもすればよかったと今思っているところですが、町長がおっしゃった10兆円、私がやはりこの間の介護保険で、基盤整備等で町長も随分骨折られてこれだと思っただけでも、やはり住民とのずれがあって、議会でも一番感じていましたことは、介護保険が保険制度になったということは市場に出たということですよね。町長が連合長のときも10兆円の市場ができたんだと言うんです。次、15兆円になったらどれだけ負担するか、これは国が出してるからいいんだと言うんですが、これ全く事業者の論理ですよ。私は、残念ながらやっぱり町は住民の暮らしからいくのであれば、10兆円出そうが15兆円出そうが、国民がどれだけの保険料負担してどれだけのサービスが来るかというところの充実がなければ、やはり住民は介護保険に納得しないだろうと。ということになれば、一番近くの行政の担当者であればまずそこを充実させていったり、その声を上げていかなければ介護保険に対する不満とかはいっぱい出てくるのではないのでしょうかということなんです。そういう点でいえば、その事業者の論理ではなくて、10兆円動くからお金が入って動いて当然なんだと言って、まさしく今は広域連合では22億のお金が動いていますよね。でも、そのどれだけが町民が負担しているか。介護保険料を払い、利用料払ってるわけです。支えろというんですけど、支えるのに限界があるから言ってるんじゃないでしょうか。本当に町長には去られてからも国に物言ったださるということで大変心強いと思うのですが、今、本当に言っていたきたいことは、特に中山間地域の国民はもう支え合っております、お金も出して体も動かして。国からの支援が必要なんだ。25%ではなく、措置費制度の50%に戻せば多くが解決するのではないかとことを言っていたきたい。そのことを言っただけませんか、言いましょうということを町長に質問して終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。大体、何となくわかりました、私に言わせたいことが。要は、町の総合事業などにあいのお銀行を使うなという御意見ではないかと思って聞いたわけですけども、今の段階ではあいのお銀行はあいのお銀行でいこう、総合事業は総合事業でいこうということで動いているようでございます。私は、それはそれでよかったのではないかなと



思っておりますけれども、国はいろいろ手を広げ過ぎて困ってきて、給付が多くなって、今は市町村事業でやれというようなことに切りかえて、総合事業という名前でやっていっております、どうかと思うわけでありまして。やっぱり保険ですから曖昧な部分を保険で使うというのは最初からあんまりよろしくなかった。やっぱり保険事故というのがあって介護が本当に必要になった、それを保険事故としてそこをはっきりしてやりませんから、調子のいいことを言って要支援だとかそういうところまでどんどん手を広げてきて、介護予防だとかいうようなことまで言ってきて、国民にちょっとわかりにくい制度になってきているというように思います。そういう部分を国にばかり悪い言ってもどうしようもないので、現場をよく知っている市町村が総合事業というような形で調整を図っていくというのはありかなと思って受けとめております。

それから、中山間地域には国の金が必要だということは全く同感でありまして、介護に限らず農業にしても地域の活性化にしても、さまざまな分野で国の支援がなければ本当に滅びていくよりほか手がないような状況になっております。ですから、例えば今の年齢区分に応じて調整交付金を出すようになっております。2区分なんですけれども、75歳以上とそれまでの区分とですね。これを3区分にしようと、85歳以上というような3区分にしますと、調整交付金の額が大きく変わってきます。そういうことが検討されているわけでありまして。これは中山間地に生きる者にとっては非常に朗報ではないかと思っております。実際に本当に介護が必要になってくるのは、やっぱり85歳ぐらいから本当に介護が必要になってくるわけでありまして、実態に近いものになってきつつあるなと思っております。そのように実態とか状況に合わせて仕組みを変えていくということを、今後いろいろな機会が発信をしていきたいというように考えておりますが、もとに戻るといえることはないもので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員のほうから資料の提供が要望されました。各委員会におきまして、当然同じ質問が出てくると思っておりますので、担当者の方は準備しておいていただきますようによろしくお願いいたします。

ほかにありますか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第65号、平成27年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について、質問いたします。

決算資料の大きな数字が並んでいる1ページで、平成27年度歳入決算額が72億で、歳出決算額が69億8,000万余りとなっておりますが、私、お尋ねしたいのは、いろいろ丁寧に書いていただいておりますが、議員はこういう議員必携というものをいただいております、その

中に決算の財政運営の総合的判断の仕方ということで3つの観点というものが示されておりまして、その1つの項目の中に実質収支比率というものが上がっておりまして、これが3ないし5%が望ましいと記されております。その意味するところは、適度な剰余金が望ましくて、これが会計年度独立の原則からして3%から5%の範囲内で運営することが望ましいと指摘されておりますが、今回いただいた資料にこの実質収支比率という数字が載っていないような気がしますが、その点の確認をよろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。資料にはつけておりませんが、実質赤字比率の中の……（発言する者あり）済みません、ちょっと休憩、お願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩お願いいたします。

午前10時30分休憩

---

午前10時30分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。報告第5号、平成27年度決算に基づく健全化判断比率について議員さんにお示ししておりますが、ここには実質赤字比率、これは赤字比率がないということでゼロ、棒を引いております。その数字ですが、実質的には平成26年度がマイナス3.83%、平成27年度がマイナス4.23%ということになっております。（発言する者あり）ちょっと済みません、休憩いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前10時31分休憩

---

午前10時32分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率という資料をつけておりますので、そのこの1番の健全化判断比率、このところを見ていただければと思います。以上です。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前10時32分休憩

---

午前10時33分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。実質収支比率として、平成26年度が3.83%、平成27年度が4.23%となります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 27年度、もう一度確認。（「4.23です」と呼ぶ者あり）4.23ですか。（「マイナス」「最初が……」と呼ぶ者あり）いいですわ。後できちっと確認します。

じゃあ、質問を続けます。決算をする意義は、その年に当初、行政が目的とした課題をどれだけ達成できたかということ、決算を通じて次年度の予算に反映させるために深めていくことが決算の意義だと考えておりますが、そういう意味合いからして、私、今回の……。総括質疑ですのでこの目的別とか性質別で分けていただいている資料で、総括的な説明として当初予算を組んだ目的を、重点的にこの辺で成果を上げることができたとか、この辺には課題があるのではないとか、総括的に答弁をお願いできたらと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁は。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。当初もくろんだことができたのかどうなのかというお尋ねだったと思いますけれども、もちろん当初もくろんだことは、6月、9月、12月の定例会などで補正もかけさせていただきまして、より近いものになっておりますので、決算もそういうことで変わってきておるといことで、町長としては職員の皆さんに頑張ってもらって、初期の目標がほぼ達成できておるといことを言わなければいけないと思っております。

昨日、監査委員さんのほうから決算審査意見書というものを提出いただきました。その中で書いていただいておりますけれども、そういう監査意見を聞かせていただきながら、課題はいろいろ御指摘もいただいておりますけれども、総体的にはいい決算ができておるといぐあいに評価をいただいておりますというぐあいに受けとめております。指摘をいただいた事項について、今後改善を図っていかねばいけないということですが、総体的にはいい決算ができておるといぐあいに御評価をいただいておりますというぐあいに受けとめております。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。なしですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩をとりたいと思います。再開は11時からにします。

午前10時38分休憩

---

午前11時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

議案第66号、平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質問ございますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 国保会計の決算について質問いたします。

町長に質問いたします。平成27年度も28年度もそうですけども、27年度は国民健康保険の財政について都道府県単位になるということで、各市町村が自分ところからお金を出して国保を安くしている市町村があったりするので、国がその対策として27年度で1,700億円のお金を入れたということがありましたよね。それで、私どもには1人平均5,000円の保険料ないし保険税が下がると、全国的に。それで、私どもの資料なんかにも全国各地でそのお金を使って国保税ないし国保料を引き下げたというのが来ているんですね。このことを担当課にお話を聞いたところ、財政調整基金だったかな、そこに入れたというふうに聞いたんですけども、町長はこういうふうな国の動きに対して、やはり目に見える形で国保税引き下げをしたほうがいいのではないかと、すべきではないかという意見についてどのようにお考えかというのが1点。

2点目は、やはり先ほど介護保険も高いと言いましたが、国保も高い。もうこれ、国保加入者の率直な声なんですね。実際、滞納額が5,000万を超えてきている段階では、やはり一つの判断として、住民の生活から見て、幾ら保険だから負担しろといっても限界に来ているのではないかという判断をしないといけないのではないかと私は思っているんですよ。その点についてどうお考えなのか。このままではますます国保が上がっちゃう。それで都道府県単位といっても各保険料ないし保険税については、市町村が補填することもいけないとはしていないわけですよね。方法はあると思うんですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。国保の1,700億円、公費を投入するということでございまして、都道府県一本化に向けての地ならしというぐあいに受けとめております。そこでそういう政策的経費が具体的に目に見えるような形ですればいいのではないかと、どう考えるかということですけども、私も全く同感です。全てこの政策的なものが具体的に目に見える形になれば、もっと税の恩恵というものを直接感ずることができるので、そのように私はすべきでは

ないかと思っております。ただ、例えば受領委任払い制度というような制度もございますね。こういうのも結局、舞台裏でうまくやりとりをして御本人さんにはあんまり迷惑をかけないような仕組みになっております。それから、例えば扶養控除などもあります。もう黙っていても控除になっていて、いわゆる仕組みの制度の恩恵というようなものが見えにくくなっております。日本の税制全般に言えることですが、直接的ではなくて、カーテンの後ろでやりとりをして国民にあんまり直接的な負担だとか直接的な支給だとか、そういうことをしないような仕組みになって、便利は便利なんですけれども見えにくくなっておりまして、私は、役場のいろんな支出がありますけれども、そういうものも本当は一遍払っていただいて、ちゃんとお返しするものはお返しするというようなのが一番わかりやすくいいのではないかと思うわけですが、一時的には現金を用意しなければならないというようなことがあってカーテンの後ろでやりとりをやってしまうと、わかりにくいということに仕組みはなっておりますが、これもやむを得んのかなとも思ったりもします。基本的にはやっぱり目に見える形でやったほうが何でも、全体的ではないかと思っております。

それから、国保税なんですけれども、限界感があるということですが、私も国保税をお支払いいただく世帯のお気持ちになれば、多分高い税金、保険料だろうと、保険税だろうということを感じます。それは大体、毎議会質問もいただいてきましたし、それから実際にそういう声を座談会などで聞いたこともあります。何とかならんのかということですが、払うほうだけの改革では、これは成り立たんと思うんですよ。いわゆる医療費は出来高払いで、保険で認められておるものはもう青空天井です。保険給付で一番高額なのは、1人に一月で1億4,000万以上の保険給付をするというようなことも出来高払いならできるわけです。こういう医療保険制度そのものの仕組みというものを全般的に見直す中で、また負担のあり方も考えていきたいと思います、その負担の部分だけ抜き出して高い、高い、限界感があると言ってもなかなかうまく回らんのではないかと私は思っております。

例えば先般も国保新聞に載っておりましたけれども、医療費の増嵩は医師の数に比例すると。医師がふえれば間違いなく医療費は増嵩する、そこが一番大きな原因だというのが出ておりました、分析結果が。やっぱりその中で保険医を指定し、定数を決めてやるというようなやり方も提案なさっておられました。これは慶應大学の先生だったと思いますけれども、そういういろいろな工夫がある。ですから、保険ですから給付のほうと負担のほうと両方で改革せんとうまくいかんのではないかと、このように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 最初の1,700億円の件ですけども、見える化するのには賛成だと。ただ、カーテンの後ろでやるような仕事もあるということなんですけども、であれば町長、これは課も要ると思いますので、委員会のときで結構ですから、平成27年度の1,700億円のその分ね、南部町には幾ら来ていたのかということですね。これ、計算式があると思うんです。それを見える化しようと思えば、その市町村の判断で見える化できると思うんですよね。よそは見える化して国保税ないし国保料下げたんですからね。それを選ばなかったのはなぜかということなんですよ。国じゃなくて、国が出したお金を市町村がどう使うかということだったと思うんです。それをうちの町では国保税を直接引き下げるのではなくて、財政調整交付金等に入れて何らかに使って、恐らく法定減免のところをしたのかな。だとすれば、私の考えでは一般財源の持ち出し少なくなるんじゃないですかと言いたくなっちゃうんですよね。その辺のところを説明してほしいものですから、これは今は、聞きません。今、町長の話聞きましたので、担当課のほうでその数字を出していただきまして、できればなぜそちらのほうを選ばなかったのかということが今答えたら町長に答えていただきたいということです。

それと、国保のやはりこれは町長、論議だと思うんですけども、医療保険とか国保を考えるときに保険と給付と考えてたら、責任ある立場ですからそういう考え方もすると思うんですけども、やはり一番に考えないといけないのは町民の命、そこから出発すれば一致点が出てくるのではないかなと思うんですよ。なぜかということ、幾ら今のままでいけば、今の町長の論理でいけば努力することは医療費の削減をしないといけなくなっちゃう。医療費の削減というのは政府がやるんですよ。政府、医療費上がるときどうするかということ、ベッド数ぼんと減らしてきますからね。それと、医療費のいわゆる点数を上げてしまうんですよね。そしたら、かからなくなるんですよ。それがもろに、うちの場合は西伯病院あるからもろにそこにこたえてくるわけですよ。まず点数が上がったときは、医療報酬が上がったときはお客さん、患者が減りますからね。そういうことをしてくるんですよ、政府はね。そういうときに各市町村はこういう流れに対してどうするかという点だと私は思うんです。そこで給付と医療の問題だというふうに言ったら、どうしてもそのしわ寄せが住民の払う側に来ると思いませんか。そこなんです。今まで続けてこられたことを踏まえて、次期、こう踏み出すにしても、考え方をまずは住民の暮らしから見て今の国保税がどうなのか、これ一致すると思うんですね、やっぱり高いと言っていましたからね。それをどう改善していくかといえ、私はやはり公共料金引き下げることが一番だと思うんですよ、一般財源を入れてでも。そうしなければもたない。ないしは自主的に医者にかかるのが足を遠のいてしまう。これでは南部町に住んでる人の命が守れるということにならんとすると思うんですね。そ

ういう方向にかじを切りかえていくべきではないか。私はできると思うんです。一つには水道会計に一般財源投入することも決議されました。その点で私は町長にぜひそういう決断を残してほかってほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。先ほど真壁議員がおっしゃった一般財源からの投入ということでございますけれども、現在の法律では法定で決められたものしか一般財源からの投入は許されておりません。30年からまた新たに改正になるわけですが、そこでもやはり一般財源からの投入は許されないということが話されております。

もしもその財源が不足したときにどうなるのかという質問も出ておりましたけれども、会議の中で。そうしたときには財政安定化基金のほうからの借入れを下さいということが出ております。やはり一般財源からこういう投入を行ったところに対しては何らかのデメリットがあるというような話がありました。具体的なところはそこでは説明はありませんでしたけれども、一般財源からの投入に関してはかなり慎重にやっけていいことだけをやるべきかなと私は思っております。

それから、負担の公平化というところで今、見直しがどどんなされておまして、いろいろ発表がっております。その中で、例えば入院のときの食事代についても見直しがなされるようになっております。今までは在宅の方も入院の方も食事というものには全く同じように経費がかかるわけですが、入院に對しましては食事代の観点でいきますと、在宅療養との公平性の観点からいけば、調理費というようなものが含まれていなかったということで、そういったものを段階的に引き上げて入院の方の食事代を負担をしていただくということが話されております。

それから、特定機能病院というものがあるんですけれども、そういったところの機能分担で必要に応じて患者さんに病状に応じた医療を受けていただくことになってるんですけれども、そういったところの紹介状がないときに大病院に行かれた、そういったときの定額負担を導入するというふうになっております。

もう一つには、保険料の算定の基礎になる標準報酬月額の上限を引き上げていくということを見直されるように話されておまして、そうしたところで必要なところに必要な医療の保険を使うというような改正になっていくと思います。今までのところを見直しして、払っていただかないといけないところは払っていただく、そうでないところに保険料を充てるというような考えで今、見直しがされているということです。そういったところの全部保険料にかかって計算をしていくというところの見直しを今なされているところですので、かなりそういったところの影

響が保険料引き下げにつながるということも考えられると思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。今、課長が言ったとおりだと思っております。研修で学んでおられるわけですから、そういうことだったのかと思いますけれども、もうちょっと大局的に考えたときに、やっぱり医療保険制度だとか介護保険制度だとかというこの社会保障制度を支える仕組みというのがあるわけですから、私はやっぱりこの仕組みを一つずつ潰していけば、例えば一般会計から支援をすとか、あんまり保険制度そのものが崩れるようなことをどんどんみんながやっていきますと、結局、後の人が困るんですね。これ、持続させていかなければいけませんから、やっぱり私は、それはそれで守っていかなければいけないのではないかなと思っております。最終的にやっぱりどうしてもそういうものが払えんだとか、生活が苦しいというときには生活保護の制度があるわけですから、私はそういう仕組みを使って頑張っていくというよりはかに手が無いのではないかな。一つ一つの制度に、確かに国保税も高いわけですから、それに困っておられるからということで一般会計から繰り入れをする。それから、介護保険だってそうですね、さっきあった。それから、独立採算でやっていかなければいけない水道だとか病院だとか、かなわんときにどんだんどんだん一般会計から入れればいいのかもわかりませんが、私はそれはちょっと違うのではないかなと、それはそれでルールを最大守って次の世代へつなげていく努力というのが必要ではないかなと思っております。そういう気持ちで長いことさせていただきました。御批判もいろいろいただいたわけでありましてけれども、あんまり気持ちは変わりませんでした。本当に困った住民の皆さんがあれば何においても助けたいと思っております。そういう気持ちで取り組んでいるわけですが、こういう場でその仕組みの中で議論をすれば、議論ですから、私は真壁議員さんのおっしゃることにはなかなか気持ちが傾きませんでした。新しい町長が誕生されるわけですから、新しい議会でもた御議論をされたらというように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そうですね。上のトップとか議員は変わっても町政は継続しますから、そのつもりで質疑もしているんですが、先ほどの話ですね、やはり私、突き詰めたら町の運営はどこを中心に回るかということになってくると思うんですけども、先ほどの国保の問題について言えば、1つは私たち議員が去年、おとしでしたっけ、27年度でしたね、北海道に視察に行ったんですよ、美瑛町。そこで介護保険の話を見ました。皆さんも覚えてますよね。向こうの方は、介護保険料で保険料の減免等やるわけですよ。どの議員でしたっけ、厚生労働省からのいわゆる制裁ですよ、ありませんかと言ったら、ありません、担当課長、町長、議長が来



て出ておられて、ありません、一切ありませんよという意見でした。

これを特徴的なのは北海道、長野県がすごいですよ。法定外はあり得ないと言いますけども、法定外繰り入れという言葉がちゃんと本の中にあるんですよ。御存じですよ。法定外繰り入れってあるんですよ。ないとおっしゃいますけれども、それは言っていて法定外繰り入れしてるところが圧倒的に多い現実、事実としてあるもんですから大阪府もほとんどやっていますよ、法定外繰り入れ。もたないから。あるんで、それはその為政者の判断、いわゆるトップの判断になってくるわけですよ。そこを求めているんですよ、私は長年そこを求めているわけです。そういう意味でいえば、その切りかえですね、ここで課の皆さんもいらっしゃると思うんですけども、決して、国保の問題の一番は町長がおっしゃるように、保険ですから医療のことも考えないといけなと言いますが、一番の原因は国がもうちょっと金出せばいいんですよ。国がどんどんどんどん削っちゃって、今2割そこそこですよ。前は総支給額に出しておったんですよ。総医療費に出していましたよね。今は支給する保険料に対して何%ですから、ここでどんと下がっちゃったんですよ。それで物すごい赤字がふえてきたってありましたよね。そこをもとに戻すこと、まずは。これは今度は大きな国の財政問題になりますが、私は本当に、地方創生という言葉は好きじゃないですけども、地域の暮らしを守ろうと思えばそこにかじを取るような国政に変えてほしいということは、私は都道府県、鳥取県なんか全部で言えると思うんですよ。まずそこを言っていただきたいということと、厚生労働省に対して優等生になっても評価とか通信簿みたいな来んわけでしょう。厚生労働省、言うこと聞いておったら何か御褒美あるわけでもないわけでしょう。と同じように、これをちょっとはみ出しても何もないわけですよ。それは国会でも討論なさっています。デメリットはしたらいい、憲法に触れるんだということ言っていますからね。そういう意味では、町長も含めて役場の職員の皆さんも法定外繰り入れについてどうなのかということでの判断は、確かに厚生労働省や上の言うことも聞かないといけないと思うんですけども、ほかの町の様子、それから憲法上、それから法律上、本当に可能なのかということであれば、かなりシビアな国会討論もなさっていますからね。そういう点でみんなは安心してやっているとですよ。そういうところも含めて、まずは住民の暮らしが大変だということから出発していただきたいということについて、町長はいかがかと、やっぱりどう考えても町長は保険者としての運営面だと思うんですけども、住民が求めているのは安心してここに住み続けられる町を望んでいるわけです。声、回って聞くには、早く公共料金、何とか下げてほしいという意見がほとんどです。年金引き下げに反対してほしいと言うとともにね。そういう意味でいえば、私はやっぱりどの予算と決算を通じてでもこの声を通さんといけんと思っていますので、町長、そういう意味

では今まで考え方が変わらなかったと言うんですけども、そういう努力の中で町長がおっしゃりたい介護保険料は県内で一番安いですよ。介護保険料、そう高くはないんですよ。それも十分承知していますが、住民の生活から見たら高いんだという点について、やはり考慮いただきたいという点ですが、いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） いろいろな御意見を聞きながら21年半やってきたわけでございますけれども、今振り返ってみれば法定外繰り入れもやっているところがたくさんあって、全国的にはルール違反といえばルール違反なんですけれども、全国で3,000億円ぐらいになったんでしょう。（「なってます」と呼ぶ者あり）結局、そういう実態に合わせて3,400億円の国が措置をするようになったわけですから、悪いと言われたことでも重ねておれば結果にあらわれるのかなと思ったりもするわけなんですけれども、そうはいっても南部町ではやっぱり0.26とか27ぐらいの財政力しかございませんから、困っている人の立場に立って施策を遂行する、真壁議員のおっしゃるように一般会計からでもどんどん繰り入れをして暮らしを守る、物すごく夢のような話なんですけれども、一方で何か我慢せんといけんこともありますよね。何もはうまくいかんということがあるわけです。

それと、さっき申し上げたように、やっぱり次の世代へつなげていく責任があると思ひまして、そういう立場に立てばやっぱり少しずつみんなが我慢せんと、次、つながっていかんのではないのでしょうかというように考えます。

それと、仕組みの中ではさっきも言ったように、いよいよいけんかったときには生活保護という仕組みもあるわけですから、全く見捨ててしまうような話ではないわけですから、できるだけ安くしながら、抑えながら制度の骨格は守り、次の世代へつなげていくということを進めてまいりました。

さっきも言うように、今となってはやっぱり新しい町長や新しい議会でもた議論して御判断をしていただきたい。あと1カ月ほど残っておりますけれども、その間にはなかなか考えてもできないわけでありまして、御了解をいただきたいと思ひます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） じゃあ、次、行きます。

議案第67号、平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第68号、平成27年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第69号、平成27年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この27年度の住宅資金貸付事業特別会計は、先ほども税務課が報告されたんですよね。これについてはずっと変遷があったんですけど、教育委員会からどこに行ったっけ、町民生活課に行ったんだっけ。税務か……（「税務」と呼ぶ者あり）直接税務課行きましたね。

これ、お聞きするんですけども、税務課でこの事務を扱ってのよかった点と問題点というのはどこがありますか。できたらごめんなさい、課長については委員会で聞きますので、町が町長としてどういうふうに把握をしてるかというの聞いておきたいんですよ。

もう少し言えば、私は議会の中でもあったのは、これは税務課ではなくて総務課が責任持ってやったほうがいいのかという意見もあったりしたわけですよね。この性格上、税務課が持つことについてはどう考えてるかという点も含めて、いい点と悪い点、もし決算の今の段階で検証していないのであれば、町長がいい点と悪い点、どう思ったかということちょっと聞かせてください。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。住新の事務を税務課で持っていただいておりますけれども、住新の事務は新規の貸し付けというようなものはもう全くございません。回収だけという事務になっております。したがって、従来は教育委員会のほうで回収に向けた暮らしというような部分にも着目して取り組んできたわけですが、ずんずんずんずんあとが少なくなってきて、教育委員会のほうの御意見では、この部分はもう切り離してやってほしいという御意見がございまして、じゃあ、税務課のほうでお世話になろうと。というのは、住新ばかりではなくて、ほかの税の滞納だとか使用料の滞納だとか、いろいろ総体的にあるわけですから、そこで一括、面倒見てもらったほうがいいのかということで進めてきたわけでありまして。

よかった点といいましょうか、そういう税や料の支払いとあわせて、全体を見ながら住新の返済についても指導をいただいておりますということで、払う人の立場に立ったお気持ちをそんたくで

きる、そういう場面が多いのではないかと考えております。

悪かった点というのはあんまりないわけですが、もう起債の償還については総務課が全部管理しておりますので、悪かったというよりそこは全く認知せずにただ払っていただくだけの仕事になっておまして、ちょっとその辺はどうかとは思いますが、事務の量が少なくなってきたので、税務課にお世話になっておるわけでありまして。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私どもが議会で教育委員会から税務課に移るということを聞いたときの率直な感想は、結局は徴収事務のみに特化するんかなというふうに思ったんですよ。違和感を感じましたのは、以前からも議会のほうでは滞納者についての詳細な資料等を出していただいて、とすれば、これは事務的に徴収を図れば取れるという問題ではないという認識なんですよ。そこにはさまざまな問題があって、生活再建のこともあるだろうし、福祉的な対応も必要になってくるのではないかとこの点もあると思うんですね。そこを切り離しては、ぜひこういう問題解決しないというのが1つ。それは税務課のほかの税金でも一緒だと思うんですね。そこに税務課に特化していくことの違和感というのを感じたわけなんですけども、税務課に行ったらそれなりにお金を徴収するだけではなくて、全て町民というのは経済的な事情の中にはいろんなことを持っていますから、その相談する窓口とか、どういうふうに対応するかというような手は打っているということなんですか。そこを聞きたいんですよ。この住宅新築資金のお金が回収できないのは実務が滞っててできなかったのかと、そうではないんじゃないかということを知りたいんです。そこまで税務課に負わせるのかということも言いたいのですが、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長です。税務課にその回収の責任を負わせるというようなことまで考えて税務課にお願いしたわけではないわけですが、ただ、これだけ残債があるんだというものを間違いなく払っていただくためには、この住新だけに着目してもなかなか難しいことがある。料や税や、そういうのが案外一緒に滞納になる可能性も高いわけでありまして。そういう全体の中を見とって確実に住新の貸付金の回収を行っていただきたいと。全く税の素人である教育委員会にそういうことを押しつけておくよりも効率はいいのではないかとこのように考えておりますね。

それから、先ほどおっしゃった生活指導だとか、そういうことも含めて本当は住新についても指導をいただいたほうがいいのではないかとこのように、それは理論であって、現実にはそういうことを考えて教育委員会のほうにお世話になっていたわけですが、その当の教育委員会のほうから、

もうこの回収事務については、住新の事務については教育委員会ではなく、税務課のほうでお世話になりたいという、ほかでお世話になりたいというお話をいただいたために改めて考え直したということであります。そういうことで今、税務課にお世話になっておりますが、特に教育委員会のときから税務課になって困ったとか、あるいはよかったとか悪かったとかというような意見は聞いておりません。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 住宅資金会計の問題ですけれども、国がこの制度をつくって市町村がその窓口で貸し付け事業を行ったという経過で、結果として収入未済が8,700万というようなところまで残っていると、こういう現状です。これを県や国は、どういう責任を、言ってみれば国が国策として制度をつくったという認識でよろしいのかということと、それからその最終決着を国や県はどうとろうとしているのか、そして町長はそこに向けてどういう働きかけをなさるのか、そのことについてよろしく願います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。この問題については、何度も本議場で議論をしたわけでありまして。その時々には答弁もしておりますけれども、要は国策で地域改善対策事業を行って、本当は銀行が業務をやればよかったと思うんですよ。ところが、プロである銀行はそれを受けなかった。しかし、地域改善対策は進めなければいけないということで、結局、全くやったことのない町村に金融業務をやらせたわけですよ。ですから、私は、これは国策でやらせたものだと思っておりますよ、国の制度です。国の働きかけで町村が行ったというように思っております。したがって、ふなれな町がやってこの借金が焦げついたというような、回収債権が焦げついたというような例もたくさんあるわけですから、国の責任でちゃんと最終的なところまで決着をつけるような、具体的な文言は忘れちゃったけれども、毎年忘れてもらっちゃ困るということで、全国町村会の要望事項の1項目に掲げて要望しております。最終的にどうなるのかはわかりませんが、私はやっぱり国の責任は非常に大きいというように思います。

それと、やっぱり公序良俗の社会をつくっていかねばいけません。守っていく社会をつくっていかねばいけませんので、借りたもんは返すということでありまして。基本的には借りた人がちゃんと契約に従って返済をするというのが原則だと思いますが、今は借りた人も長期になって高齢化したり、あるいはお亡くなりになったり、病気になったり、なかなかこの返済が難しい状況になっていて、今回の決算の数字で見ていただくようなことになっておりますけれども、

基本的には借りた人は返していただくということが原則で、そして最終的にはやっぱり国の責任は逃れられない、忘れてもらってはいけないように全国町村会では毎年ちゃんと1項目設けて、それを言って伝えております。以上。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第70号、平成27年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第71号、平成27年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 浄化槽の整備事業の特別会計の決算について、質問いたします。

平成27年度接続率が67.7%、毎年年間10基の設置目標とするが、平成22年度以降は9基、6基、27年度は8基という実績の報告が資料として出されています。

町長、この浄化槽整備については、公共下水や農集を引くに当たって、農集の範囲を狭くして、この浄化槽の区域を広げてきた町のこれまでの取り組みというのは私は非常によかったのではないかというふうに評価してるわけなんですよ。そういう意味では、長い間かけていわゆる中山間地に下水をどうして引くのかって大きな課題に直面しながら、負担がないようにということを取り組んできた事業であったのだなというふうに思うわけです。

今、そういう意味では法勝寺側から上のほうは浄化槽の区域になっているわけですね。なかなかここ何年間かは65%以降、接続率が非常に伸びていない。これは今までの説明では高齢化の問題ですよね。そこに住み続けることが次に後継者がいない等の問題があって、やはり投資することについてのためらいがあるというふうにも報告されてきたわけです。

先般、ここに居住されてる方から出た声なんですけれども、例えばおじいちゃん、おばあちゃんが1人、2人で住んでいても、自分たちはそれでいいけれども、孫たちが帰ってきたときにやはりどっぼん便所では帰ってきたくないという意見です。直すにも結構お金がかかるわけなんですよ。それをそういうふうな声が出た方の集落の方々から、町は今、よそから来た人に200万とか使っているけれども、ここに住んで税金払って畑や田んぼを維持してきた方々に、ここに安心して住んでもらえるようにするための工夫が要るのではないかというふうに言われたんですけど

ど、私も本当にもっともだなと思ったんです。お金がないわけではない。例えば仮にC C R Cの計画を使うにしても、そこに住む人たちが本当にこの町は自分とこのおじいちゃん、おばあちゃんを大事にしてくれるとかいう町になれば本当に評判もよくなると思うんですよね。そういう意味でいえば、何が言いたいかという、浄化槽、いわゆる区域がありますよね。そこについて高齢者世帯と限定してでも補助金等を出して、いわゆる住宅リフォーム制度とかをつくって導入しやすくしていく、そういうのが求められてると思いませんか。これは町の施策にも合致することだと思うんですが、そこに踏み出すべきではないかという意見について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長です。浄化槽整備については、公共下水、農業集落排水と同じ扱いにして町民の間の公平性をとることにいたしました。基本的に個人がつくった浄化槽も全て町のものにして町として全体的に管理をするという一体的な動きで進めております。そういうことで進めているので、そういうルールを話してきたわけですから、皆さんに。よその農業集落排水や公共下水の接続率水準ぐらいまではやっぱりルールを変えんほうがいいと私は思っております。奥へおったら頑張ったたら役場が随分安くつけてごいたしこだというような話にはならないかなと思っております。同じ水準ぐらいの接続率になったときには、次の一手というのがあるのではないかと思います。もうちょっとだというのがあるのではないかなと思っておりますけど、まだ65程度ということならもうちょっと普及が必要ではないかなと思っております。ルールを変えないということですね。

それから、C C R Cとの関係をおっしゃいましたけど、これはまた別な観点でやっていかんといけんと思えます。話としてはわかりますよ。（「お金出してもらおう」と呼ぶ者あり）よそから来た人に200万も使って、何の話だという、もうそういう話は絶えずあるので、私もおっしゃる意味はよく理解はできますけど、これは施策でやることなので、それを全部自分の手元の家計と比較したり、自分の経済状況と比較してしんしゃくしておられる人に政策を合わせとったら前に進まんと思えます。ですから、ここは割り切って御理解いただくより手がない思えます。

それと、一例なんですけど、若い人も必ずしも水洗がいいとは限りません。水洗がついてますよと言ったら、水洗なってるんですかなんてがっかりしたことを言うような人もございました。いや、本当にあったんですよ、ありました。ですから、若い人はそうだと決めつけては、これはどうかと思います。そういうことを申し上げて答弁いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 長年、町長といろいろ意見交換してきて、きょう初めてわかったこともあるんですよ。そうか、つけてなかったのは施策の公平性があるので、接続率が一緒になるまで待ってたのですか。でしょう。やっぱりこれはちょっと町長、それは論理は成り立たんと思ったんです。だって、農集は接続率86%、公共については九十何%ですよ。そこまでしたら待つというのであれば、いわゆる中山間地域に住む浄化槽の地域が91%になるめどを示さないといけませんよ。そうなった段階で100に近づけるために補助金制度つくるんだと言うんだったらまだわかりますが、私はやっぱり町長、申しわけないけど、それは言い逃れやなと今、思って聞いてました。だって、その施策がない段階でそういうこと言われてもいけないので、もしそうであれば、反対に公平性保つというのであれば、今、公共は91まで行っている、農集は86%ですか、ありがたいことに町民は町の施策に協力してくれてるわけですよ。ここを今やりたいたいけれども、私、先ほどおっしゃったあの若い人、水洗じゃない方というの大いに結構だと思うんですよ、いろんな方がいらっしゃいますからね。大賛成、そういう人も。

でも、つきたいけれどもつけられないという人たちにどうしていくかという施策が要ると思いませんか。それはそんなにお金使うことやないのと、今まで町長が言ってきたのは個人の資産には投資はできないと言ってきたんですけども、これし始めたんですよ。しましたよね。言ってみればC R Cで200万がそうですよ。それを考えたら1つクリアできました。とすれば、あとはやはり中山間地域で住み続けることができるような取り組みの中で、浄化槽だけがいけなかったらいろんな形でいわゆる水洗化するに当たってのいわゆる補助金制度なり、もうちょっと違う観点から住宅リフォーム制度のような形で支援というのがあってもいいのではないかと思いませんか、ですよ、今、町長うなずいておられる、だと思っんですよ。それもやっぱり煮詰めて次に送りたいと思いませんか。どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長です。中山間地は特別な行政施策が必要だろうというように私も思います。現にそういうぐあいに例えば中山間地の直接支払いだとか、さまざまな手当てがされているわけですから、国においてもですね。そういうのがあってもいいのではないかなというように思います。

浄化槽、さっきの話ですが、待ったということですが、やっぱり同じような扱いにしてきたわけですから、料金も、負担金も、浄化槽も、それから農集も公共もみんな一緒な扱いにしましょうということをやったわけですから、まずそこを一つの踏み台にして頑張ってもらわんとはいけませんよ。個人の責任に負わせて何百万も負担させるようなことをやめたわけですから、



浄化槽はそういうことだと思ってる。要は、この間ごろ、韓国がよう言われてましたね、ゴールを変えると、ぐらぐら。ルールを変えたらちょっとまずいのではないか。もうちょっと私は伸びんと、頑張ってもらわんと新しい次の一手を打ち出すというのは、ちょっと私のときにはできませんでした。中山間地に特別な支援が必要だということは私も認めておりますけれども、そうはいつでももうちょっとそろわんと、大変でしょう、大変でしょうというようなことでどんどんやるだけの余裕はないと思います。

それから、C R C のことでおっしゃいましたけれども、基本的なことは個人の財産などに税を使うというようなことは私はできないと思っております、基本的に。ただ、国が政策の中でそういうことをパッケージで認めたことについては、私はこれは国が認めて補助金くれるわけですから、受け入れて活用すればいいのではないかと思っております。町単独ではなかなか乗り越えにくいハードルです。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。3回。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1点だけ。引き続き委員会で担当課に聞きますが、町長、1つだけ、先ほど農集も浄化槽も公共下水も伸びないで一緒にならないといけないと。一緒にならない原因は何だと考えてますか。それが1つと、一緒にさせるためのどのような施策をとってきたのですか。その2つを聞きます。原因とどんなふうに町が一緒にさせるために努力してきたんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。一緒にならないといけないと言っているわけではないわけです。全部が一緒にならんといけんわけではないけれども、もうちょっと、65ぐらいでは施策の効果というものがまだ行き渡っていないというように思っています。個人で浄化槽をつくる場合は相当なお金がかかっておりました。個人負担があったわけですね。それを町は思い切って、町が設置をするという形で個人負担は公共や農集と一緒にしたわけですね。そういう思い切ったことをやっているわけですから、そこに乗っていただかないけんというように思って、それでもなおならんと言え、それはなかなか難しい話ですが、一緒にならない原因はなかなか理解いただけないので、そこをもうちょっと啓発して取り組むよりほか手がないと思いますね。高齢になればなかなか便所や台所や、そういうところに一番金がかかるところでして、そこに大きな投資をするというのは二の足を踏まれるのではないかなと思いますね。その辺が原因だろうと思います。それを改善するには町がどんどん金出せばええということになるかもわかりませんが、

そういう余裕はないということですね。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩をとりたいと思います。再開は午後1時からです。よろしく  
お願いいたします。

午前11時55分休憩

午後 1時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

午前中に引き続き、議会を進めます。

議案第72号、平成27年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質  
疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第73号、平成27年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決  
算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第74号、平成27年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審  
査会特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第75号、平成27年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定に  
ついて、質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 水道事業会計の決算について、2点質問いたします。

1点は、水道事業のこの報告出てるんです。この決算で問いたいのは、南部町が旧西伯、会見  
と合併して水道統合問題が課題に上がっていたんですけども、審議会の答申等も出ています。そ  
のことはちょっとおいておきまして、私は南部町の中で水道が通っていない大木屋の問題につい  
てです。長年の取り組みの中で、特に旧西伯でいえば賀祥ダム周辺が、水道が引いていない時期  
が続いてきたわけですね。そこに簡易水道を導入して、念願であった水道引くことはできたん  
です。今、現時点では、残っているのが大木屋地区だということになっています。

前回の議会でしたっけ、町長は大木屋には水道は引く予定はないと。経費面もあると思うんで

すけれども、ここについての考え方を再度お聞きしておきたい。町とすればどういう姿勢でやってきて今後、大木屋についてどういうふうにこの水道問題を解決していこうとしているのかというのを聞きたいというのが1点。

それともう1点は、監査が指摘しておりましたいわゆる水道の滞納について、不納欠損のことが上がっていたんです。そのことについて町長はどのように考えているかということをお聞きいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長です。大木屋につきましては、現在、簡易水道というような仕組みはございません。あくまでも個人でホームポンプをつけていただいて、飲料水にして飲んでおられます。これは水道施設をつくるにしても非常に広範にわたっておりまして、なかなかそういう適切な事業もないというようなこともありますし、後の運営経費のこともあって個人の水源を掘っていただくことで町のほうも支援をしてきた経過がございます。

平成12年に地震があったわけですがけれども、水道が出んというようなこともあって、地下水が出んやになったというようなことがあって個人的にそれを支援してきたようなことでございまして、今後もそういう方針で臨みたいというように考え、御理解をいただいて、個人的な水道に支援をしてきた経過がございます。そういうことでいくのではないかと、今日まで来ましたので、今のところ何のこともそのことによっての苦情というようなこと、あるいは要望といったようなことは伺っておりませんので、いいのではないかと考えております。

それから、不納欠損のことですけど、不納欠損は残念なことではございますが、結局、時効が成立して、もう徴収権のない債権として確立しないものについては不納欠損せざるを得んということでございまして、これは水道に限らず全ての公共料金や、あるいは税など、残念なんですけれどもやむを得ないのではないかと、法に従って対応せざるを得ないということでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 大木屋についての町長に聞きたい意見が、なるほど、地域からもそういう声も上がっていないということなんですけど、結局、個人の井戸を掘っているわけですよ。ここでの環境問題や衛生面についての町の責任をどう果たしているのかという問題と、もう一つは、町長がよく言う公平性の問題では、いわゆる公費を投入して確かに公費投入した水道を使っている者は水道料も払ってるということになるのかもしれませんが、公費の投入を行って水道水を引いてきてるわけですよ。大木屋の地区の人たちに対してのいわゆる行政の公平性から見て、どうだというふうに言えると思いますか。十分公平性保っているんだと、井戸を掘ったり

することが補助することでできているのだとお考えなのか、課題ということがあれば、町政の課題という点であれば、どういう点があるのかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。環境問題は、これは大木屋に限ったことではないわけでありまして、そういう課題があれば公的にきちんと対応せんといけんというように考えております。

それから、公費投入をもって公平性を担保するというのが基本なんですけれども、程度があるというように私は思っております。例えば町内である1世帯のために100万ぐらいでしたかいね、維持管理費がかかっているものもあります。それをみんなでお支払いいただいているわけなんですけれども、果たしてそういうことが公平性の名のもとで許されるのかどうか、経済性もやはり考えていかなければいけないのではないかと私を思います。したがって、そういうことを総合的に考えて現在の状況で落ちついておるということございまして、問題があったときにはきちんと対応を果たしていかなければいけないと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 続いて行きます。

議案第76号、平成27年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 白川です。2点ほど伺いたいと思います。

外来患者数が大きく減少したということをご報告されましたけれども、例えば私、人口減少も大分リンクしているのではないかとこの考え方もあって、南部町の人口だけで見れば、前年比で見れば大体1%から1.1%の減少、今回の外来患者数は約6%の減少なので、ちょっと多いなと思ひまして、これは管理者さんである部長の考察をちょっと伺いたいというのが1点と、もう一つは仲田監査の報告の中で、病院改革プランの早期策定をしてほしいということも書いてあります。これもやはり経営体である以上は方向性といいますか、将来性の経営ビジョンを示していただきまして、その上で改革プランというのをつくらなければと思います。この部分にも考察をお願いしたいと思います。この2点、お願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事務部長、中前三紀夫君。

○病院事務部長（中前三紀夫君） 病院事務部長でございます。まず、白川議員さんの1点目の外来患者数の減少の要因は何かということでございますが、白川議員もおっしゃいましたように、

ひとまず大前提としてはやはり人口減少、それといわゆる社会保障費の状況といいたまうか、国の施策といいたまうか、大きく今の医療の環境がいわゆる治す医療から、治し・支える医療ということに大きく転換をしまいたまっています。その大前提もありながら具体的には外来患者数の状況を分析しますと、当院の外来患者の年齢層といいたまうのは60歳から80歳が中心です。この年齢層での受診患者数の実数的には余り前年度と大きな差はございません。少し減少はありますけれども、大きな差はございません。しかしながら、いわゆるリピート率と申したまうか、延べ患者数と申しますけれども、そこがやはり大きく減少しています。

では、この要因が何なのかということですが、これも医療費の施策という観点もですが、いわゆる長期投薬という28日処方とか3カ月処方、この患者さんがふえている状況です。

それと、特に整形の関係ですけれども、いわゆる物理療法といいたまうて、リハビリの関係ですけれども、これは通常、月に大体20回が目安といいたまうか、限度になってございますけれども、これが診療報酬審査委員会等で厳格化をされまして、とりわけ27年度の中では15回に減らされている状況です。いわゆるレセプトの減点査定という格好になってございます。そういう意味で、非常に今まで月に20回来ておられた患者さんが15回、当然ここで5日間減るといふ状況もあろうかというふうに分析をします。

それと、次の改革プランの関係ですけれども、白川議員おっしゃいますように、この改革プランにつきましては、国のほうから本年度末までに全ての公立病院のほうで作成をすることになってございます。まさに今、当院のほうでは少しこれも12月の議会の予算決算常任委員会の中で、議員の皆様方には前段のほうは説明をさせていただいたと思います。国から決められております4本の柱というのがあるんですけれども、その4本の柱に基づきまして西伯病院のほうも病院のほうで課題、あるいはこれから進むべき方向性の議論を、まさに予算時期もありますし、これから議論の深化をしていく予定にしております。したがって、当然、冒頭申し上げましたように来年の3月末までにはこれも国のほうに提出をせないけんということになってございますので、議員の皆様方にもまたそれをお示しをしながら御意見、御指導いただけたらなというふうに思っています。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。ほかにありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 西伯病院の決算が出ていました。27年度は3,711万7,000円の純損失となっているというふうに出ています。先ほど白川議員も言ったように、減った

理由の中で外来患者が減ったこと等も指摘されています。

ここで町長にお伺いしておきたいのですが、西伯病院の今回の赤字で今度、補正予算では一般財源を繰り出し基準で入れるんですけれども、今後の見通し、平成30年までが償還の時期でえらいんだと言うんですけれども、私たちが今の地域医療を取り巻く状況とか、地方病院のあり方を考えた場合、今の国の医療抑制策の中で、地域の病院がこの赤字が出たのを補填して、いわゆる健全経営というのは黒字が何ぼか出るということになると思うんです。そこに持っていくというのはほぼ難しいのではないかと考えざるを得ないと思うんですよ。そこで赤字が出たからこの病院の評価ということにはならないと思うんですよね。

ここでやはり抜本的、先ほどの医療改革プランもあるんですけれども、国の示す医療改革プランはお金がかかるので、黒字にならないようにするためにはどんな方法があるかって病床数減したりとか種類変えたりと、こういう指摘があるわけなんですよね。そこで町とすれば今まで町費も投じてきた、住民に利用されてきた病院をどのように持っていくのが一番いいのかというようなことをやはり出していく必要があるのではないかなと思うんですよ。そういう点でいえば、町長、現時点でこの西伯病院の赤字で純損失になったんですけれども、ここを地域の病院としていくために鍵になることは何だというふうにお考えでしょうか。どういうところに今まで努力してきて、こういう課題があるのではないかなというふうなことをもし町長、お考えであれば聞いておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。病院経営は非常に厳しい局面に立っております。と申しますのは、先ほど来でございますように、診療報酬などは全て国が決定いたしますし、全国一律の基準でやるわけでありまして、そういう不足の部分について自治体病院には交付税で支援をするというような仕組みがあるわけです。

私、つらつら考えますのに、198床を抱えるこの辺では大病院になるわけですがけれども、そういう病院がやっぱり地域に本当に役に立つ病院になるには単なる医療の提供にとどまらず、いわゆる在宅を支える、あるいは地域の医療を支える需要に応えるような病院に切りかわっていかないといけないのではないかなというように思います。そういうことを病院当局もいろいろ考えられて、例えばことしの6月からは地域包括ケア病床というもの10床に切りかえなっております。これは今、ほとんど満床だそうですけれども、地域包括ケア病床というような時代の要請に合った病院に変わっていく。

それから、事務部長も言いましたけれども、病院で治療して社会復帰するというような、いわ

ゆる病院完結型の医療からやはり今、高齢化が進んできて慢性疾患を抱えて病気とうまくつき合  
いながら生活を過ごしておられる方があるわけですし、そういう時代が変わってきましたし、今  
後も一層そういう傾向が強くなってくると思いますから、そういういわゆる病院完結型から地域  
完結型の医療に変わりつつある今、途中だと思えます。ですから、そこにやっぱり病院がリード  
してその地域完結型の中でも医療というものはきちんと保障できるんですよというような仕組み  
を私はつくったほうがいいのではないかとこのように思っております。

町民の皆さんは、例えばアミノインデックスなどを通じて検診率がどんと上がったわけですが  
れども、病院がそのように町民の健康にかかわるところに力を入れてくれれば必ず応えてくれる。  
アミノインデックスをやって取り組まれたところは黒字だったわけです。お客さんもたくさんあっ  
て黒字になった。ですから、そういう経験に学んで、そういういわゆる町民の皆さんの健康にか  
かわるようなことや、そういうことに取り組んで、いわゆる地域完結型の医療といふかな、慢性  
疾患を中心にした病気とうまくつき合っていくような医療、そういう時代に合わせた医療に切り  
かえていくというようなことが私は今後一層求められるのではないかなというように思っており  
ます。

包括ケア病床は、これはこれでよかったんですが、それからもう一つ、精神科があります。精  
神科も7万人を在宅に帰すというような運動を展開されたわけですけど、成果は芳しくない。ち  
よっと言葉は悪いかもわからんけれども、住宅がわりみみたいなことになっている部分もあるわけ  
です。20年以上そこで過ごしておられる患者さんもあってなかなか難しい面がありますが、や  
っぱり私は在宅と、それから病院の中間的なような施設整備でも行って、そこで社会復帰のトレ  
ーニングをするような仕掛けが必要だと思っております。そういうことを言うとすぐ悪乗りして、  
病院の敷地内にそういうものをつくってグループホームだというようなことをやったりするわけ  
です、これは難しいわけですが、やっぱり一般社会の中にそういう中間的な施設を用意して、  
そこで社会復帰のトレーニングをすると、これは鳥取の渡辺病院あたりではもうやっておられま  
して、何年も前から。地道な取り組みなんですけれども、そこから少しずつ社会復帰が可能にな  
っておるといふ報告も受けておられて、そういうぐあいにして、病床が今、半分ありますけれ  
ども、198の半分あるわけですけど、これをちょっと縮めたほうがいいというように思います。

国は、精神病院には随分厳しゅうございまして、座敷牢みたいのところへ押し込んでおいて好  
きなことしようというような、人権問題だとかいろんなことを言う人があって、西伯病院でそん  
なことは絶対してないわけですけども、やっぱり精神科のあり方というのはもう一度現場から  
の声を上げて大きなハンドルを切るような、さっき私が申し上げたような方向にハンドルを切る

スタイルがいいのではないかな。

それで、あいた病室はどうするのかということですが、あいた病室はやっぱり在宅を支えていくような方向に転用していけばいいのではないかと。現に岩美病院は精神科がなくなって黒字になっておるといようなことも言っております。そういう、これはお医者さんがなくて、精神科やめないけんやになった。病院そのものは老健に切りかえて、黒字で運営しておるといようなことを言っておりました。ですから、やっぱり時代の流れだとか方向だとかに病院を徐々に合わせていくといようなことが今後の病院経営では求められるのではないかというように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 一つの考え方としては、西伯病院が地域の病院としてあり続ける限り、例えば赤字が出た場合には繰り出し基準等を使いながら行政が支援をしていくと、これはしばらくの間続くのではないかというふうに思うわけですね。これに対する住民の理解を得られるような取り組みも必要になってくるのが一つあると思うんですけども、もう一つ住民が心配しているのは、例えば地域の用に合わせていくとして、老健のようになってしまって、今のいわゆる医療水準ですよ、内科、外来とか含めるところが維持できるのだろうか。西伯病院はずっと住民の声に応じて総合病院化というのを目指してきたわけですよ、長い間。科をふやしたりもしてきたんですけども、やはり採算に合わなくなって閉鎖してしまう科もあったんですけども、住民から見れば身近なところで全てにかかれるという点での利便性というのはあると思うんですね。その水準が保てるのだろうかということの一つ心配している。

それともう一つは、老健とかになることはまだしも、住民の中からは西伯病院が採算とれなくなったらもうどっかに売ってしまうんじゃないかと、そういう声もあるわけなんです。町とすれば、地域の病院としてどのような形態になろうとしても、住民の命や医療を守っていくために地域の病院としてしっかりと支えていきたいと、こういう発信の仕方が私、今求められてると思うんですけども、町長はやっぱり住民に向けてその点についてどのように説明なさいますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。病院を売ってしまうとかそういうことではございません。しっかり支えてきた結果が、あのような立派な病院として生まれ変わって住民の皆さんに安心を提供しているわけですから、そこは御理解をいただかんといけんと思います。

それと、全体的に見てこの鳥取県西部地域は医療が他の地域に比べて充足しているという地域です。医師も鳥取県は全国で5番目です。1,000人当たりですね、5番目の医師が配置ある。



しかもそれが西部に偏ってるといえちよっと語弊がありますが、厚いわけでありまして、そういう意味からいうと、町民の皆さんも西伯病院よりもちよっと高度な急性期医療でもやる鳥大病院に行くんだとか、あるいは済生会病院に行くんだとか、医療センターに行くんだとかいう、そういう選択があると思うんですよ。

しかし、西伯病院を守っていくためにはやっぱり利用していただかんといけんわけでありまして、いきなり簡単な病気に鳥大病院や労災病院を使うというようなことには、私はそこは町民の皆さんにも御協力をいただかんといけん。これはコンビニ診療ですか、というようなこともありますけれども、その辺は御協力をいただいて、せっかくある例えば小児科なんか、これはもう赤字なんですけれども、米子のほうに案外たくさん出られます。やっぱり自分とこの病院を使っただけということでは運営を健全なものにしていく必要がある。本当にいけんときには紹介状書いてすぐ高度急性期病院にお世話になるというような、そういうかかる者も、医療サービスを使う者もそういうことを考えていかんといけんのではないかと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第77号、平成27年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第78号、南部町税条例等の一部改正について、質疑ありますか。  
9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ちょっと2点ほど教えてくださいませんか。

細かい数字については委員会に出し、教えていただきたいと思いますが、要はこの地方税法の改正に伴いまして、軽自動車税とかああいうのがグリーン化、要は燃費がいいのは安くなるということですが、これ消費税が10%になったときの自動車取得税がなくなって、環境税、今みたいな絵になるよという中身ですが、その影響額というか、私たち町に対してこれがどのように影響なるのか、個人、町民として負担増になるのかも含めて、ちょっとそれを調べていただきたいというのが、委員会でいいですので出していただけたら喜びます。

それともう一つ、79号も関連しますけど、台湾の話がこのときに出ておりましたね。ここでなぜ台湾なのかと。中国人もおられるし、アメリカ、いろんな国がたくさんあるんですけども、説明だった二重加算だったかな、というようなことちらっと言われましたけども……。二重課税

ですか、税金が二重にかかると言われましたが、ほかの国の人やちはかからないでしょうかね。  
その辺のことがちょっとわからんので、それだけ説明していただけますか。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長です。1点目の環境性能割は委員会のほうでお答えしたいと思います。

もう1点の台湾がなぜ二重課税かといいますと、台湾は日本にとっては非常につながりの深い国で、シャープが台湾の企業と吸収合併したというようなこともありまして、日本の方が向こうに行きたくて働くということも多々、現在でもあります。

日本の取引の中で第4位ぐらいの位置を占める国でありながら、中国のほうと正式な国交を結んだために、今、税条例でちょっと説明したんですが、条約という枠がない中で、勤めておられる方に対しての税が、二重になったりするというようなところがあって、今回制度が変わりまして、一律に利子とか配当が……。ちょっと待ってくださいね。（「細かいのは委員会でいいですが、なぜ台湾が、要は国交……。ごめんよ、ちょっとほんならもう1回聞かせて」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 今、答弁できますか。委員会でしますと言っていたら委員会のほうに振ります。

○税務課長（伊藤 真君） 国交がないために、税率が例えば20パー配当でかかっているのが、両国で居住しているというところの規定がないため、向こうで転勤して勤めて課税され、日本でも課税されるというようなことが起きます。（「それは載っています。ですがん」と呼ぶ者あり）です。（笑声）

○議長（秦 伊知郎君） 課長に申し上げます。詳しい内容につきまして、委員会のほうで再度説明をしてあげていただきますようによろしくお願いいたします。それを踏まえて質問ですか。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 一番のほんなら基本は、日本と国交が樹立しているかどうかが大前提ですね、どうも話聞けば。ほんなら台湾が貿易がすごく言ったって、貿易がすごいのはアメリカとか中国とか韓国とかいっぱいあるんだけど、それができて何で台湾だけがそげんなっちゃうかなと思ったんだけど、要は台湾も国交樹立……。1つの国になっちゃうか、中国と。（発言する者あり）1つの中国になっちゃうけんか。昔は台湾とやっとな、こげして。それで要は、基本的にはほんなら国交を樹立している国と国でないとの差で、今、台湾は、昔はしとったけど今は1つの中国ということになっているので、そういうことだということに理解していること

と、世界中で、恐らくないと思うんだけど、国交を樹立していない……。北朝鮮はどげだったかいな、あんなのはこれに関係するんですねということ、確認。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 条約を締結した国とは今回、税条例のほうでも条約を適用、利子とか配当とかあったと思いますけども、全世界で6割ぐらいだと、ちょっと数字忘れたんですけども、条約を結んでそういった税制措置がなされている国がある。今回、台湾は国でないので国同士での会話がとれないというのが台湾と日本の関係です。だから、例えば不動産、会社の持ち物の譲渡のあたりでも、どういうふうにしてというか、一方的に、もうこれは課税だと言ったら課税されてしまうというような現状もあったと思います。そうでなくて、条約にしてこういったときは課税しませんよとか、どちらに課税権がありますかというようなことも明確に定められているのが条約締結した国とのやりとりになってくると思います。そういったことで今まで国同士の話ができず法の影響も受けない、本当にもう課税する税務署が、これは課税しますと言ったら、済みません、払いますと言わないといけないというような状態が続いていたというようなところを、一国の国ではないんですけども、民間団体がこういったことで台湾はもっと日本にとって有益な国であるので、日本でもどんどん出て行っています、台湾に。向こうも来てます。そういったところがうまく取引ができるように、条約は結べないんだけども取引できるように特例をつくってくださいというようなのが今回の改正の趣旨です。（「わかった、はい、もう1点」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 現在は台湾ですけども、ほかの国、例えば中国ともいろいろもめてますし、北朝鮮、韓国、いろいろもめてますが、こういう条約に基づいて台湾だけはちょっと例外ですけど、あといろんな中国のほう、去年かおとし、大きな問題ありましたね、焼き討ちとか云々だかんたら。ああいうのでもほんならそれはこれに、全部条約に基づいてきちっとできますということですね。台湾だけはできてないだった話で、あとの国はほとんどいいということですね。そのように理解していいですね。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） ちょっともう一回原点に戻るんですけども、台湾には亜東関係協会というのがありますが、民間団体で。日本も財団法人で交流協会というのがありますが。ここが、双方が話し合いの中で取り決めをされた。これを国のほうにお願いをされて台湾との関係がうまくいくような、条例適用ではないんですけど、特例適用という格好でされましたというところで御

理解いただきたいというふうに思います。北朝鮮がどうだというわけではなくて、今回は台湾との間で民間団体が取り決めをしたことを国会のほうにお願いをされて、所得税法とかいろいろ改正されて対応できるようになったということです。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） それでは、次に行きます。

議案第79号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第80号、平成28年度南部町一般会計補正予算（第2号）です。質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 補正予算のここの中に出ている臨時福祉給付金等給付事業について、細かいことについては委員会で聞くのですが、去年はこれは税務課だったんですよね。それが今年度、町民生活課に変わっています。

何が知りたいかといいますと、どこの町村もこの給付金の支給に当たって、対象者に対してどれだけ渡せたのかという数字が出てくるわけなんです。前年度見たら約100人ぐらいの方、95%でしたよね。臨時福祉給付金対象者数が2,442人に対して実績2,340、95.8%とあります。体制の問題もあって、そういう課を変えたということなんですけども、一番知りたいのは、この実績が今の時点でどれだけになっているのかという点と、やはりどの仕事をどの課がするかということについて、やっぱり町の大きな政策の一つになってくると思うんですけども、この点でその対象者数について当たってどうだったのかということと、今の段階でこの臨時福祉給付金の事業を町民生活課に持っていったことよかったです点と課題は何かという点について、どのように考えていらっしゃいますか、町長。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。真壁議員の問いでございますけれども、現時点で7月31日時点でございますが、対象者1,433人中、申請者が1,394人で、全て交付決定しておりまして、99.1%ございました。ちなみに、全国平均は92.7%ということで公表されております。

よかったです点と申しますのは、税務課から引き継いだわけなんですけれども、税務課のときには税法上の縛りがあって、なかなか本人さんに通知を簡単に出せない状態だったです。そのことが

改められまして、うちの課で引き継いだときには税務上のお知らせという形をもって通知すれば、対象者の方にそういった臨時福祉給付金があるということを知りたがって通知が来ましたので、とてもその面ではやりやすかったです。それは税務課だったから、町民生活課だったからということではないと思っておりますが、うちの課になってからそういう判断が、解釈通知が来ましたので、とてもやりやすかったです。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第 8 1 号、平成 2 8 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）。

9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） ちょっと 1 点教えてくださいませんか。

町長、説明書の 4 3 ページ、統合医療推進事業がございます、1 7 3 万 1, 0 0 0 円。この中で、事業内容の中で予定する教室がヨガ、浄化療法、音楽療法云々で、各教室の開催に当たっては委託方式と。それと、町内の国保被保険者を参加対象とした疾病予防に通じる各種教室をモデル的に提供し、教室参加前後の身体的・精神的数値の変化を検証することで、来年度以降、実効性のある教室開催の拡充を実施していくという事業内容ですが、こういうことをして要はビフォー・アフターみたいにきちっと数値の変化を検証せないとと思いますが、それでこの財源が特別調整交付金ということで国から来ちょう分でしょう。ならば、これに対してちゃんとした結果をどこかに報告しながら実施検証して、こういうことのエビデンス等をきちっとせないとと思いますが、この件に関してはどのようなことになっているのか教えてくださいませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 健康福祉課長、山口俊司君。

○健康福祉課長（山口 俊司君） 健康福祉課長でございます。議員おっしゃられますように、この統合医療は事業内容に書かれてますように 3 教室考えております。お金の動きとしては委託という形で構成しております。ヨガ教室、それと浄化療法体験教室と音楽療法教室、それぞれその専門資格のある方、そこの所属のところに頼んでそういう専門の、ヨガでありましたら認定ヨガ士という方、それから浄化療法でいいますとそういう資格のある方、音楽療法もその音楽療法士の方、そういうところの人を招いてそれに委託という形でお世話になろうと思っております。おっしゃられますように当然これ、統合医療でございます。統合医療につきましては、これまでの町長の答弁で非常に地域包括ケアシステムと同期、同調するものであると。保健・医療・福祉が生活の質、Q O L を高めるというキーワードに沿って三位一体となってやっていくような

ことをございまして、その具体的な今回、事業提案でございます。統合医療でございますから、事業で当然やりっ放しではなくて、ここにどういったビフォー・アフター、結果が図られたかというところはそこも含めて専門の方をお願いして、例えば教室で5人おられて、生徒さんが5人おられると。その中でどうだったかと、3人の方は非常に数値的にもいい改善が見られたとか、お二人は変わらなかったとか、いろんな結果があると思いますが、そうしたそれぞれの教室の専門の検証の仕方があって、それも含めて委託して、その結果こうでありましたというのはこの国庫調整金、国のほうにきちっと実績報告として報告する形となっております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 一番大事なところですけども、どこにそういう、公的な、例えば鳥取大学医学部のこういうところに頼んできちっとした検証結果を出していただき、国に上げてもらうとかならばわかりますけど、そういう委託先のヨーガ療法士さんの結果だけで通るのかな。そんなのが特別調整交付金通るのかなと思って。恐らく何かこういう大きな機関とか何かがあるんじゃないかと思えますけども、具体的にはどこにそういうことを依頼されますか。

○議長（秦 伊知郎君） 健康福祉課長、山口俊司君。

○健康福祉課長（山口 俊司君） 具体的に申し上げます。ヨーガ教室につきましては、ヨーガ療法学会というのがございます。これ日本統合医療学会にも参画してるところでございます。そういったその事務局が米子にあるのですが、そこと今、この事業をお願いするに当たっても調整をしてまいったところでございます。ヨーガ教室につきましては、ヨーガ療法学会の認定ヨーガ療法士さんにお世話になる予定でございます。

浄化療法でございますが、こちらのほうは広島療院、その療院というところがMOAのグループになりましょうか、療院というのが日本で東京療院初めとして10数カ所あるのですが、そのうち広島療院、ここで資格のある方がおられて浄化療法というのを展開されておりますので、こちらから来ていただいて実施をすることを考えております。

音楽療法につきましては、これ既にまちの保健室等で国立音楽院の方、資格のある方を招いてやっているんですが、もう少しそこは突っ込んだ、東京のほうの国立音楽院では病院とかいろんなところに行って、そういった音楽療法をもう少し色濃く展開されてるんですが、そういったようなことをこの音楽療法という形でお世話になるというようなことを考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 僕、聞きたいのは、今、課長が言われたのはそういう専門の方がされるだけの話で、この間、統合医療の国会議員の先生方が来町されて、その中に大阪だったか

な、阪大の統計だったかな、統計する専門のお医者さんがおられたですけど、これらの第三者機関にきちっとしたこれを、データを分析されるようなことをされるのかと。今のはそういう事業所に委託するだけでしょう。これが本当にそういうことで、例えばこの間来られた大阪大学のあの先生等にこれらを検証されて、公的にきちっとされるのかどうかだけお聞きしたいんですが。

町長のほうがよくわかる。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。この間、大阪大学から医療政策の統計学の専門の教授がお越しになったわけですが、結局今、国保と、それから協会けんぽとの協定を通じて町民の皆さんの約76%ぐらいの病歴、薬歴などが全体としてはわかるようになってまいりました。その中で、例えば糖尿病性腎症というような病気があります。個人的にはまだわかりませんが、数はさっと出てくるわけです。これは非常に厳しい病気だそうでして、手当てをせずにはおくとほぼ間違いなく人工透析に移っていくというようなことであります。ですから、そういう先生にお世話になるのはそういう人をまず抜き出して、その中でちゃんと継続して運動療法だとか食事療法だとか、さまざまなことに取り組んでいただくような人をまず抜き出して一定の期間やっていただくと。ビフォー・アフターをきちんと統計を使ったり数値を使って分析の方法があるそうですから、そういうものをして例えば人工透析にその人が行かずに過ごしているということになれば、人工透析になりますと500万ぐらいかかりますから、今の西洋医療プラスそういう健康法や食事、運動で例えば300万で済んだと。そうしますと、200万ぐらいは透析と比較して医療費が安上がりになっているのではないかとというようなことを大学のそういう専門の先生に検証していただくという大きな夢があるわけです。

　　けど、今回のこのものはまだそのもっと前で……（「ああ、そげか」と呼ぶ者あり）その前です。結局、先生とちょっと話してみたわけですが、簡単にはいかんというわけです。きちんとやっぱりデータ、血液採取なども必要かもわかりませんが、そういう詳細なデータというものをきちんととって、それがどのように変化していくのかということ、それもちょっと相当長期にわたって検証していかんと、なかなか統合医療で医療費が削減するということにはつながらんわけでありまして。ただ、そういうことをやっていかないと天井はもうつかえておりますのでいけないということで、やれるところからやれる者がやれる方法で医療費削減の取り組みをしようということでありまして。今回のこれはそのさらに前の段階で健康の意識づけといいたいでしょうか、こういうさまざまなあんまり世間では診療報酬に認められていないような健康法でも効果があるものなら取り入れていこうということで進めていくわけでありまして。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 1 点だけお尋ねいたします。

歳入の国民健康保険制度関係補助金ということで75万円国庫支出金が入っております。説明では県とシステムをつなぐということだったと思います。全県一本化の準備段階だろうというふうに考えますけれども、私、何回か国保の関係で一般質問をいたしまして、町長は全県一本化になっても保険税が、全県がならされて中央値になって比較していくと南部町が値上げになるということはならないだろうという見通しを言っておられたんですけども、その見通しのことと、全県一本化の準備がどこまで今、進もうとしているのか説明をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。先ほどの全県一本化のことなんですけれども、国のほうで必ずしも全部、今すぐに全県一本化をなさいと言ってるわけではありまませんで、国のほうがまず標準のシステムをつくります。その標準システムをもとに県が鳥取県として幾ら保険料を各市町村に納付させるのかということと、各町村が持っているいろいろなデータと連携しながら標準の保険料を決めるということがございます。そして保険料を各市町村に示してくれます。それを納付金といいますけれども、その納付額というものの標準を示してくれるわけです。南部町に対しては幾ら納付金を払ってくださいというものを県が決めるわけです。その決めるに当たっての標準的な保険料はこうこうですよというようなことを計算してくれます。ただ、南部町はそれをもとに参考にしながら、与えられた納付金をどのようにして集めていくのかということを決める参考の数値ということで、今すぐに一律になるということではありまませんし、今の段階でまだ詳しくどうしましょうと、一本化を必ずしましょうというふうに県下でも決まったわけではありまません。実際のところ、今のところは町長が申し上げたように、今の状態がすぐすぐ変わって高くなるというものではないというふうには考えております。

それから、もう1点……。これでよかったですでしょうか。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 決まったことではないと言いながら、システムをつないでいけば、もう何か既成事実として進んでいくのが行政の常といいますか、もしシステムをつくるためにお金を支出しておいてこれをやめるということになったら、またこれは行政の無駄遣いと言われることにもなったりするわけですから、その辺は町長にぜひお答えいただきたいんですけども、どこまでその辺の、お金は国は出しているわけですけども、課長の説明は決まったことではないと



ということで、何というか住民の皆さんにとってはどうなんだと、もうちょっとははっきりしたこと言えんのかというふうに言われそうですが、いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長です。保険を県で行う時期は平成30年ということは既定の事実です。もう決まっております。課長が決まってないと言うのは、どのレベルに集めるかというようなことが決まってないということを言ったと思います。ですから、保険を、国保を今、市町村がやっていますけど、これが県一本になるということはもう既定のことでありまして、一応、私が聞いておるのは30年からやるということを行っているわけですので、よろしくお願ひします。やっぱりさまざまなシステムを合わせていくとか、そういう統合のための準備は必要だというぐあいに御理解ください。

○議長（秦 伊知郎君） 植田君、よろしいですか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1点、先ほどの統合医療の推進事業で173万1,000円、これが同額、全額特別調整交付金から来ているんですけども、町長、先ほどの統合医療の取り組みは全町で取り組んでいくと、今後の大きな柱になるということをお話をされたんですけども、目標は医療費の抑制だと、それで国保でするのかなと思うんですけども、今回この統合医療の推進事業を国保のこの特別調整交付金とする理由は何ですか。たまたまこのお金が使えるからするのか、それとも行く行く統合医療にここに道をつけて、この統合医療の推進を国保の会計でやっていくということなんですか。それはちょっと私は筋が違うと思うんですよ。しっかりと一般会計予算でやるべきではないかというふうに思っているんですけども、そこをちょっと聞いておきたい。とりわけ今回はちょっと入り口で、様子見のことはするのでこれを使うのかどうか、財源ですね。本来は一般会計でやるべきではないか。その点、どうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長です。今回、国保の調整交付金を受けられるというそういう事業があるということに着目して、主たる理由は一般財源使わんでもやれるということでこの国保の調整交付金で行うという選択をしております。

それと、協会けんぽと先ほど協定をしたと言っていますけれども、協会けんぽも全体のデータはぼんちと見せてくれるわけですけど、個人になるとなかなか、これは個人情報ですから了解を得んとなかなか出んという、ちょっと言うと2階から目薬差すようなもどかしさがあるわけですね。だけど、国保の場合はうちでデータ持っていますから、これが発展していく中でいきなり全部にな

るわけありませんので、特別な人を抜き出して健康づくりやってみませんかというような勧奨したりするのも小さいところから始めんといけん。そういうこともあって国保はデータが一応あるわけで、国保の調整交付金の中で国保の加入者ということで差し当たって取り組んでいこうということです。もちろん、真壁議員がおっしゃるように成果があれば、これは大いに広げて一般財源でも取り組んでいかなければいけんというように思いますけど、まず最初の段階ですので、こういう財源があるということです、これを使わせて試験的にやってみようということです、御理解ください。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 一般財源使わなくても、これが該当するので使ったということはわかりました。

私がこの統合医療に取り組むに当たってどうかと思う点が、先ほどの財源の問題が1つ。言ってみれば、町長が介護保険でも言っていたように、確かに特別調整交付金があるかもしれませんが、もしここで国保会計取り組むのだということにすれば、お金なかった場合、国保会計のほかのこと影響しちゃう可能性があるから言ってるんですよ。これを国保会計の事業とするには、町長が最も嫌っている保険でいろんなことを枝葉を出していったら、保険自体の財源に影響が出るから言ってるのであって、その辺はきちっと歯どめをかけておかないといけないという点が1つはどうなのかという点と、もう一つは、協会けんぽは個人の情報が自由にならないけども、町は国保を持ってるから自由になる、これは私は町長、ずっと気になってるのは、統合医療というのは法に定められた医療することではないですよ。それは承知ですよ。学者と研究するのは大いに結構で、アミノインデックスもそうだったけども、アミノインデックスの場合は必ず個人情報を提供していいですかという契約書いてるんですよ。そういうことを見れば、私は悪いことではないと思いますが、少なくとも国保の個人データについて、町ではそれを有効に生かして町民の健康のために統合医療としてこういうふうなところに情報提供したいということ、やっぱりこれは少なくとも国保加入者に言っておかないといけないと思いませんか。そういう問題やと思うんですよ。それで、それぞれが住民も納得して合意した上で取り組んでいくということにしなければ、勝手に町が持ってる情報を出していいのだということにはならないんですというのは、これ明白ですよ。そういうことも含めてこの統合医療の問題については確かにまだ結果も出ていないし、専門家に協力してもらって町民の健康を維持していくって大事なことやと思うんですけども、そういう点についてきちっと対応する必要があるのではないかということについて、どのようにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。たとえ国保といえども、個人情報には勝手に使用することはできません。もちろん、御本人さんの御了解をいただいて、その中から一番該当するような人に御協力をいただくという考えで進めます。常識の範囲内です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第 8 2 号、平成 2 8 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第 8 3 号、平成 2 8 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）、御質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第 8 4 号、平成 2 8 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

また、来週 1 2 日は、定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。長時間、どうも御苦労さんでした。

午後 2 時 1 0 分散会

---